

# 鹿児島県公共施設等総合管理計画

平成27年3月  
(令和4年3月改訂)  
(令和5年3月改訂)  
鹿 児 島 県

## 目 次

<b>1 計画の目的、位置付け等</b>	
(1) 計画の目的	… 1
(2) 計画の位置付け	… 1
(3) 対象とする県有施設等の範囲	… 1
(4) 計画期間	… 1
<b>2 県有施設等の現況及び将来の見通し</b>	
(1) 県有施設等の現状	… 2
(2) 施設保有総量の推移	… 4
(3) 老朽化の状況等	… 5
(4) 県の財政状況	… 10
(5) 本県における将来人口の見込み	… 12
(6) 中長期的な維持管理・更新等の経費見通し	… 14
(7) 現状や課題に関する基本認識	… 18
<b>3 県有施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針</b>	
(1) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	… 19
(2) 県有施設等の管理に関する基本的な考え方	… 19
(3) 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制	… 24
(4) P D C Aサイクルの推進方針	… 25
(5) 目標の設定	… 25
<b>4 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針</b>	
(1) 学校	… 26
(2) 県営住宅	… 27
(3) 総合庁舎	… 28
(4) 警察施設	… 29
(5) 職員住宅	… 30
(6) 県立病院	… 34
(7) 道路橋	… 34
(8) トンネル	… 35
(9) 舗装	… 36
(10) 道路附属物等	… 37
(11) 港湾施設	… 38
(12) 空港施設	… 39
(13) 河川管理施設	… 40
(14) 海岸保全施設	… 42
(15) 砂防施設	… 46
(16) 都市公園	… 46
(17) 農業用ダム	… 48
(18) 漁港	… 48
(19) 漁場施設	… 50
(20) 交通安全施設	… 51
(21) 工業用水道施設	… 52
(付表) 県が保有する建築物種類別内訳の詳細	… 54

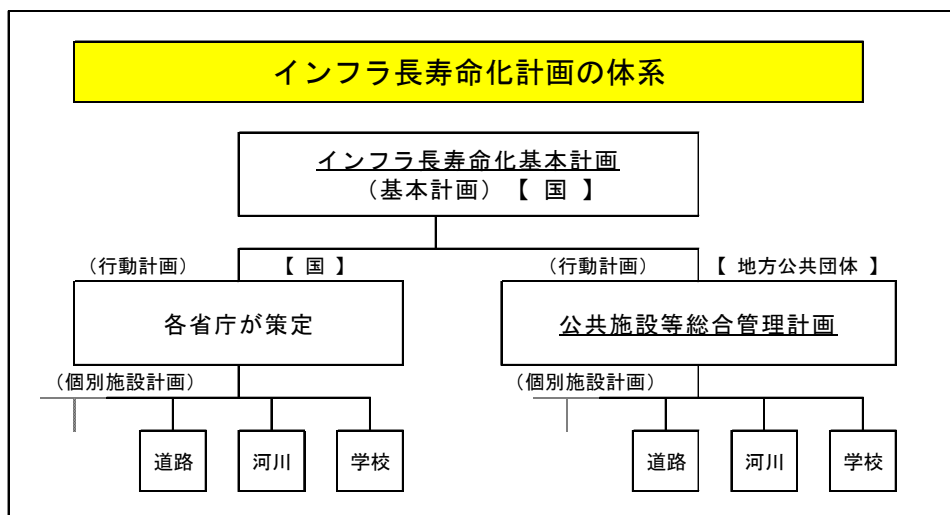
## 1 計画の目的, 位置付け等

### (1) 計画の目的

本計画は、県が保有する建築物（延床面積50㎡以上）及び公共土木施設並びにその他の工作物（以下、「県有施設等」という。）の総合的かつ計画的な管理の取組に当たって、長期的な視点で、その考え方の方向性や取り組むべき内容、推進体制など基本的な枠組みを定め、全庁的な共通認識のもと効果的な取組を推進することを目的とする。

### (2) 計画の位置付け

本計画は、インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）に基づく、本県のインフラ長寿命化計画（行動計画）に相当するものであり、県有施設等の総合的かつ計画的な管理を推進していくための基本的な方針を取りまとめたものである。各施設の管理者においては、本計画に基づき、所管する施設の特性等に応じた具体的な取組を実践することとする。



### (3) 対象とする県有施設等の範囲

本計画の対象は、県が所有・管理するすべての県有施設等とする。

### (4) 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とする。

ただし、計画期間内にあっても、PDCAサイクルにより取組を評価するとともに、個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、必要に応じて計画の内容を適宜見直し、充実させていくものとする。

## 2 県有施設等の現況及び将来の見通し

### (1) 県有施設等の現状

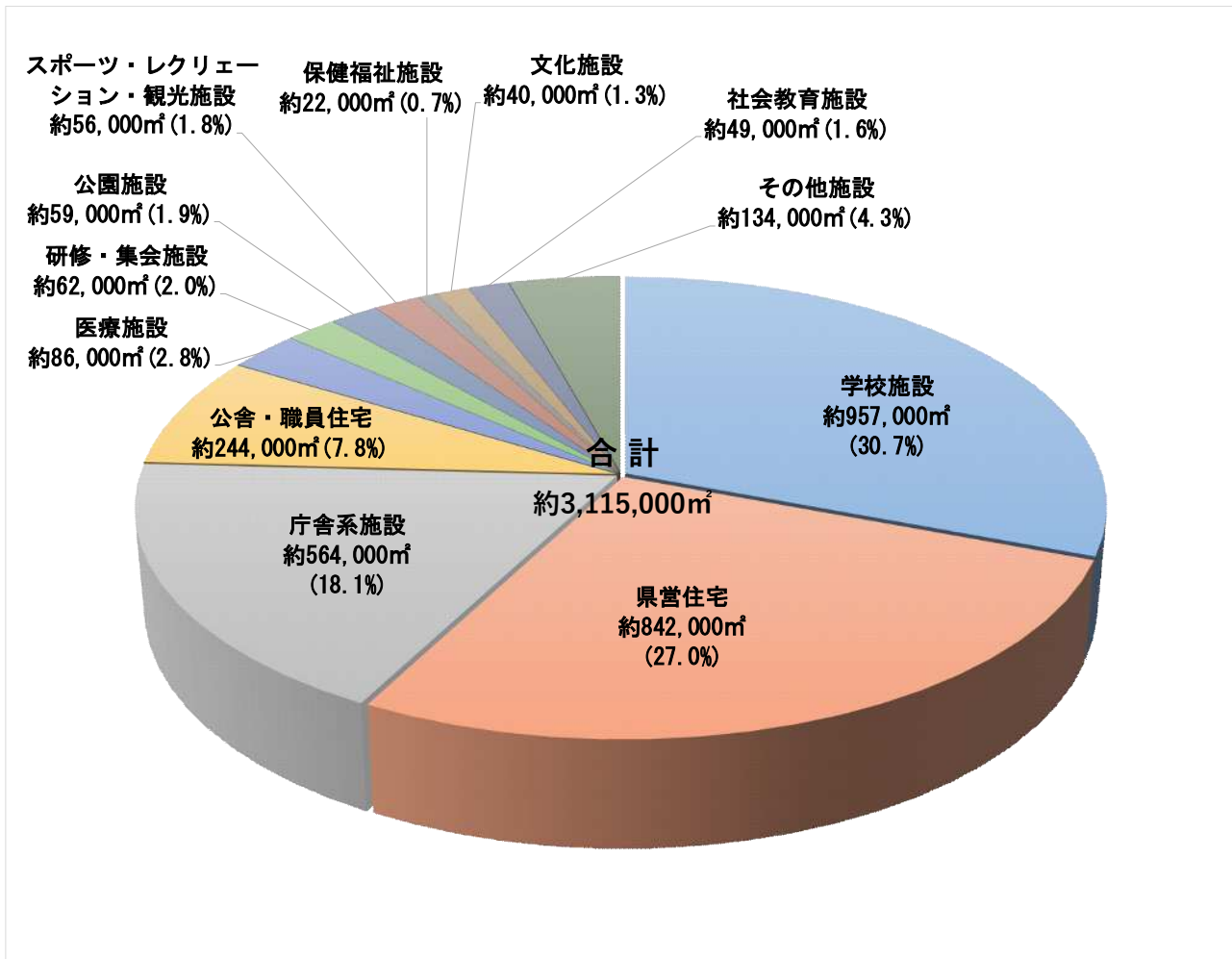
主な県有施設等の状況は次のとおりとなっている。

(R3. 3. 31現在)

施設の種類	保 有 量		備 考
建 築 物	棟数 約5,000棟	延床面積 約3,115,000㎡	延床面積50㎡以上 別紙付表参照
道 路	国道（県管理） 県道	総延長 856km 総延長 3,548km	道路法上の道路
道 路 橋	国道（県管理） 県道	528か所 1,950か所	
トンネル	国道（県管理） 県道	32か所 67か所	
道路附属物等	道路附属物等 107施設 （シェッド，大型カルバート，横断歩道橋，門型標識）		
港湾施設	県管理港湾 外郭施設（防波堤） 係留施設（岸壁等） 臨港交通施設（橋梁）	46港 延長 55,318m 延長 52,634m 延長 3,355m	
漁港施設	県管理漁港 外郭施設（防波堤等） 係留施設（岸壁等）	45漁港 延長 122,906m 延長 45,175m	
漁場施設	漁場（養殖場，増殖場） 11か所		
海岸保全施設	海岸保全施設（防潮堤等） 水門等	延長 439,979m 740か所	
空港施設	県管理空港 基本施設（滑走路等）	7 空港 延長 28,362m	
河川管理施設	河川管理施設（堰，水門，ダム等） 215か所		
砂防施設	急傾斜地崩壊対策施設 地すべり防止施設 砂防堰堤	1,022か所 37か所 1,742基	
農業用施設	農業用ダム（防災ダム，利水ダム） 23か所		
交通安全施設	交通信号機 3,039基		
工業用水道施設	取水施設 浄水施設 導水管延長 配水管延長	1 か所 1 か所 20,794m 20,734m	

※ 県が保有又は管理する施設のうち，主な施設のみ掲載

## 主な県有建築物種類別内訳



## (2) 施設保有総量の推移

公有財産台帳に登録されている建物について、その保有総量を延床面積で見ると、本計画策定前の平成25年度末は行政財産と普通財産を合計した総延床面積が約3,262千㎡となっていたが、令和2年度末時点では約3,240千㎡（約22千㎡減）となっている。

また、平成25年度に対する増減率は、年度によって増減はあるものの令和2年度末には行政財産と普通財産を合計した総延床面積は0.7%減となっている。

### 県有建築物の総延床面積の推移

(単位：㎡)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政財産	木造	196,639.85	203,313.99	206,606.46	212,015.76	212,898.79	217,346.85	219,063.40	220,518.04
	非木造	2,913,279.64	2,896,757.91	2,879,285.02	2,862,583.09	2,865,898.17	2,864,937.82	2,869,270.41	2,870,799.58
	小計	3,109,919.49	3,100,071.90	3,085,891.48	3,074,598.85	3,078,796.96	3,082,284.67	3,088,333.81	3,091,317.62
	平成25年度に対する増減率	—	-0.3%	-0.8%	-1.1%	-1.0%	-0.9%	-0.7%	-0.6%
普通財産	木造	3,291.22	5,918.49	7,294.68	7,179.44	7,311.69	6,792.82	6,842.23	6,132.48
	非木造	149,179.15	162,224.51	162,346.64	168,796.19	178,117.62	152,576.46	153,727.46	143,047.05
	小計	152,470.37	168,143.00	169,641.32	175,975.63	185,429.31	159,369.28	160,569.69	149,179.53
	平成25年度に対する増減率	—	10.3%	11.3%	15.4%	21.6%	4.5%	5.3%	-2.2%
合計	木造	199,931.07	209,232.48	213,901.14	219,195.20	220,210.48	224,139.67	225,905.63	226,650.52
	非木造	3,062,458.79	3,058,982.42	3,041,631.66	3,031,379.28	3,044,015.79	3,017,514.28	3,022,997.87	3,013,846.63
	合計	3,262,389.86	3,268,214.90	3,255,532.80	3,250,574.48	3,264,226.27	3,241,653.95	3,248,903.50	3,240,497.15
	平成25年度に対する増減率	—	0.2%	-0.2%	-0.4%	0.1%	-0.6%	-0.4%	-0.7%

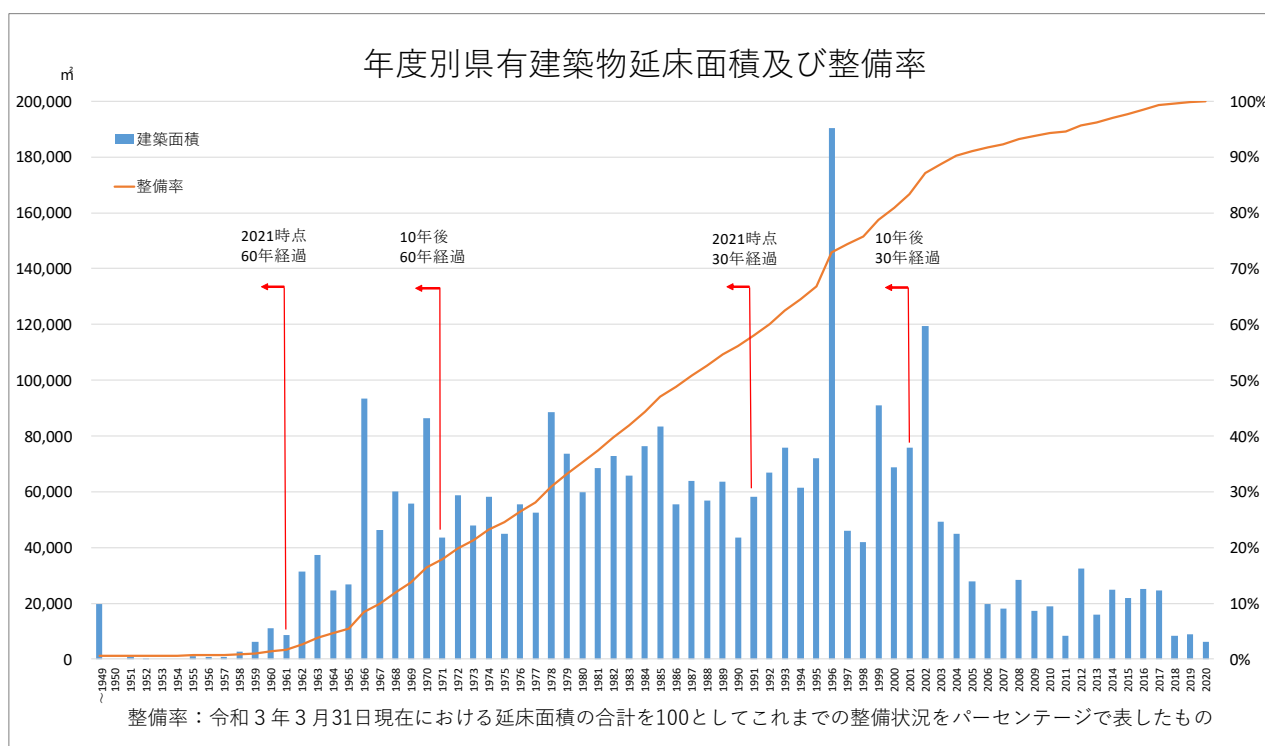
※ 財産に関する調書より

### (3) 老朽化の状況等

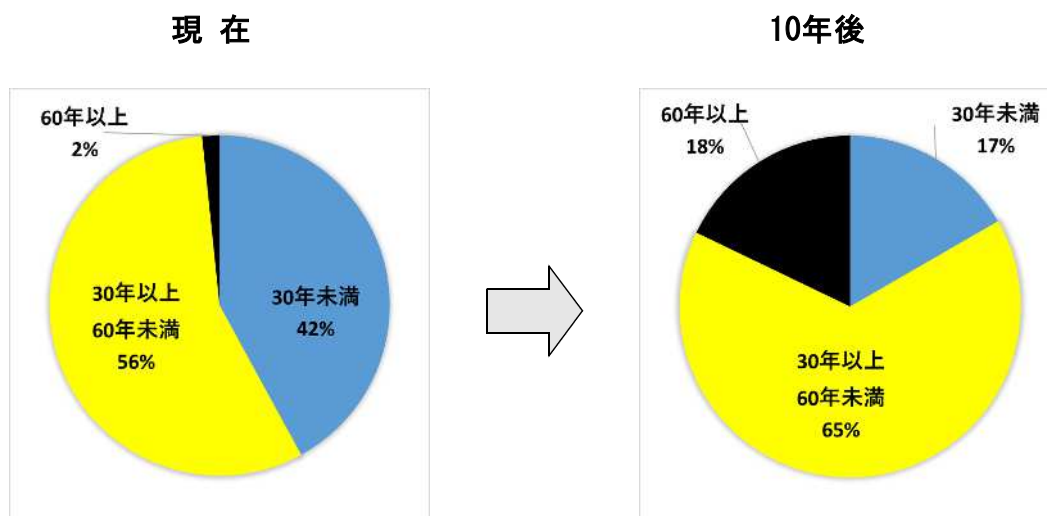
#### ① 老朽化の状況

県が所有・管理する延床面積50㎡以上の建築物は、令和2年度末時点で約5,000棟、延床面積で約3,115,000㎡となっている。

大規模改修工事の目安となる建築後30年を経過したもの（1991年以前建築のもの）が延床面積全体の約58%，そのうち、建替え工事（更新）の目安となる建築後60年を経過したもの（1961年以前建築のもの）が全体の約2%を占めており、10年後には建築後30年を経過するものが全体の約83%，60年を経過するものが約18%に達する見込みとなっている。

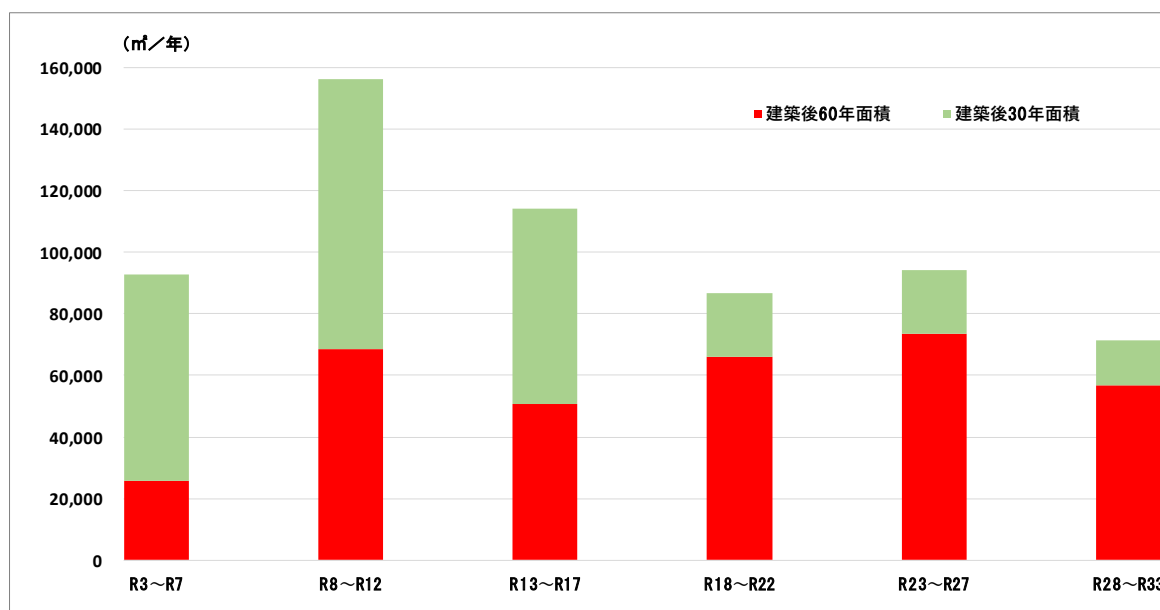


## 建築後30年及び60年以上となる県有建築物の割合



現状の保有数を維持したまま建築後30年経過したものについて大規模改修，60年経過したものについて更新すると仮定した場合，今後，建築後60年に到達するものが増加することに伴い，特に令和8年から令和12年の5年間に，大規模改修・更新の対象面積が増加し，ピークを迎える見込みである。

## 県有建築物の建築後30年・60年到達面積の見込み



(5年平均・単年度当たりの面積)

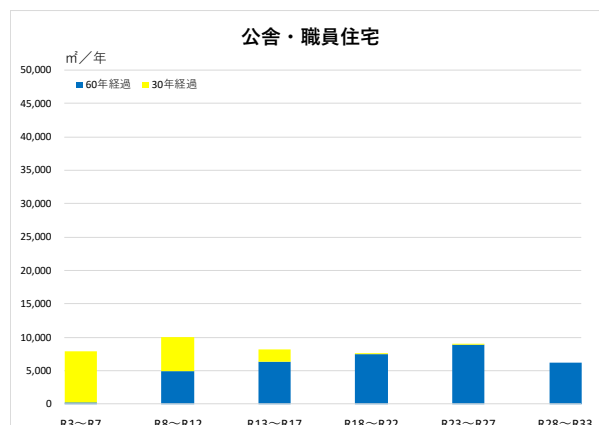
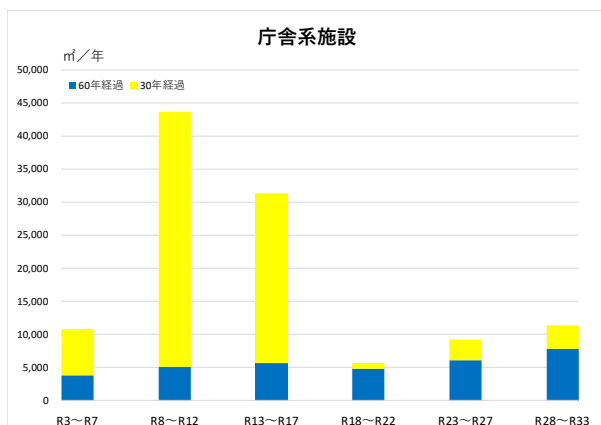
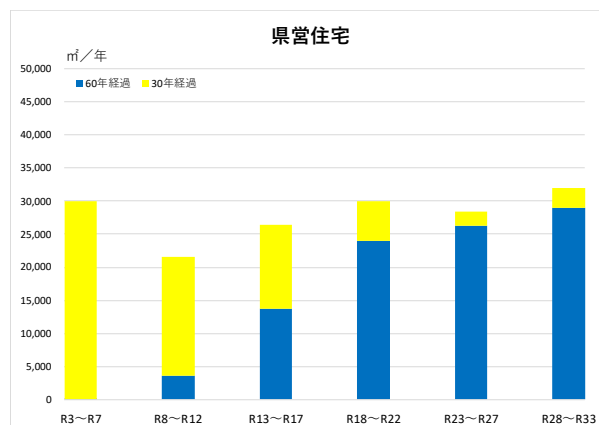
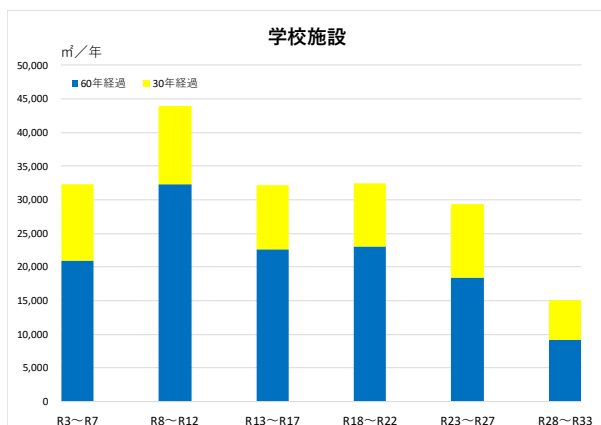


建築種類別に見ると、学校施設については、建築後60年に到達するものが増加しており、令和8年から令和12年の間に、建築後30年又は60年到達のピークを迎える。

県営住宅については、比較的新しいものが多いことから、およそ5年後の、令和8年頃から建築後60年に到達するものが見られはじめ、それ以降、急激に増加することが見込まれる。

庁舎系施設については、令和8年頃から建築後30年又は60年に到達するものが急増し、令和17年までの10年間にピークを迎える。

公舎・職員住宅については、令和8年頃から、建築後60年に到達するものが徐々に増加する。



(それぞれ5年平均・単年度当たりの面積)

建築物の種類ごとにその建築年や建築面積の違いなどによる傾向の違いはあるものの、いずれにおいても、時間の経過とともに改修や更新が必要な施設の面積が増加し、これに伴い、改修・更新等にかかる経費の増大も見込まれる。

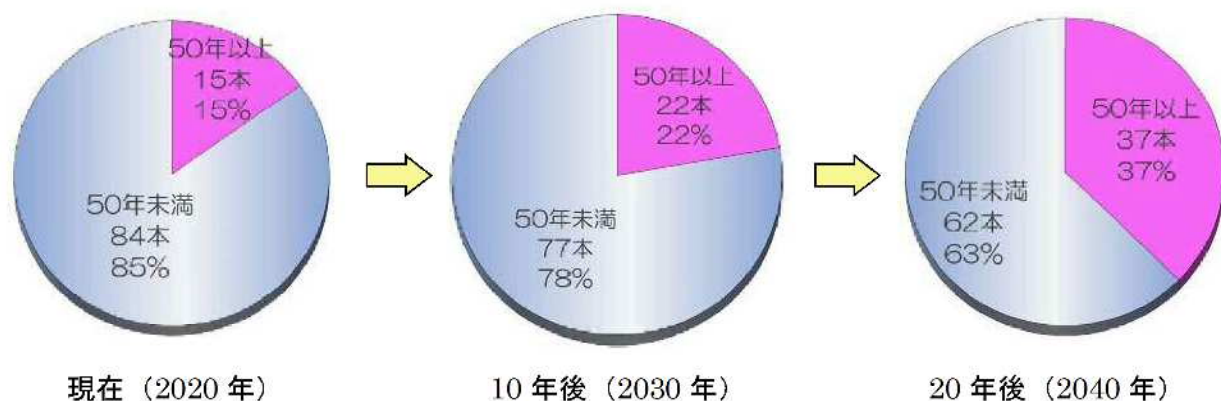
中でも、5年経過後の令和8年を境に、建築後60年を経過する建築物が増加していく傾向にあり、建築物の更新に伴う経費の増大が懸念される。

また、道路橋やトンネルなど主なインフラ施設をみると令和2（2020）年現在で設置から50年経過したものは、道路橋が約31%、トンネルが約15%となっているが、10年後には道路橋が約48%、トンネルが約22%となっており、インフラ施設においても施設の老朽化が進んでいる状況にある。

### 建設後50年以上となる橋梁の割合



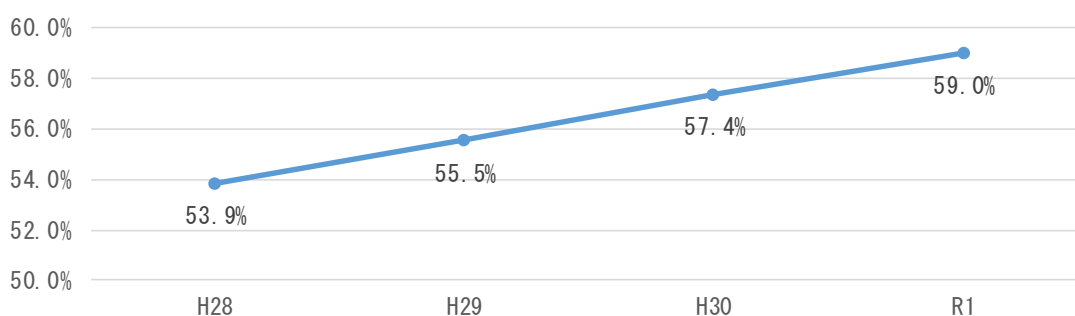
### 建設後50年以上となるトンネルの割合



## ② 有形固定資産減価償却率の推移

本県では、総務省から示された「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」に基づいて、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのか全体として把握することができる有形固定資産減価償却率を平成28年度から算出している。本県における県有施設等（公営企業施設を除く）の有形固定資産減価償却率は、平成28年度は53.9%となっており、令和元年度には59.0%となっている。

県有施設等の有形固定資産減価償却率の推移



#### (4) 県の財政状況

県の財政は、平成16年度に451億円あった財源不足額について、平成17年3月に策定した「県政刷新大綱」や平成24年3月に策定した「行財政運営戦略」に基づく歳入・歳出両面にわたる徹底した行財政改革の取組によって、平成23年度以降解消されている。

しかしながら、本県は、県税をはじめとする自主財源が歳入の総額に占める割合が小さく、自主財源に乏しい脆弱な財政構造となっている。

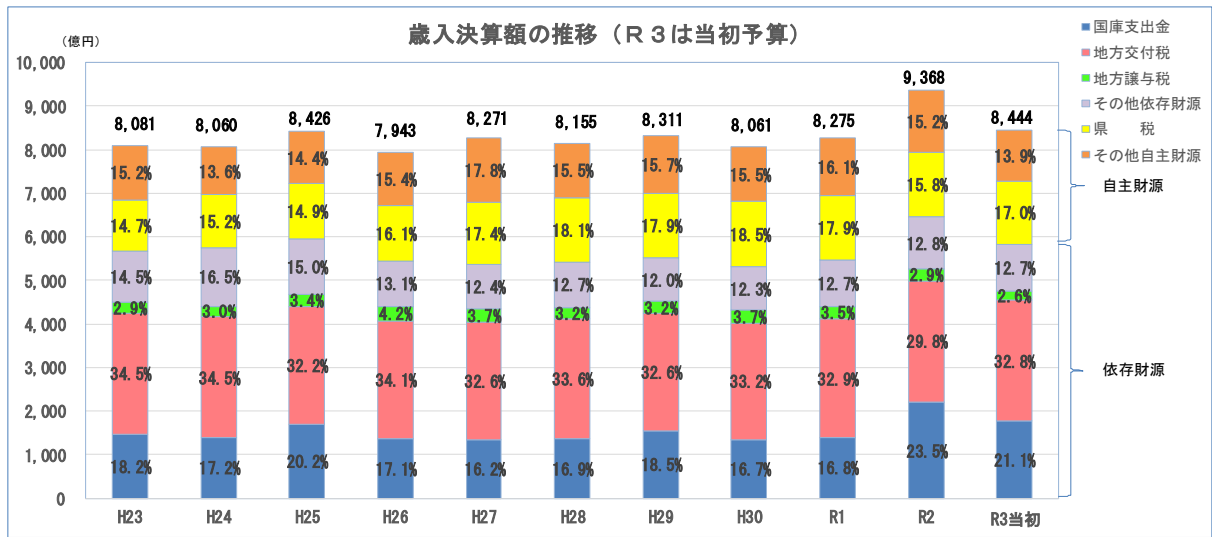
また、国においては、2025年度の国・地方を合わせたプライマリー・バランスの黒字化を目指すとともに債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すという財政健全化目標を堅持しており、今後、地方交付税等について厳しい調整が行われることも予想される。

このような中、普通建設事業費については、県有施設等の老朽化対策、防災・減災、国土強靱化対策に要する経費の増加が見込まれる。

また、扶助費については、今後、団塊の世代が後期高齢者となること等により増加が見込まれるものの、その大半が国の制度に基づくものであることを考えると、本県のみで増加を大きく抑制することは困難である。

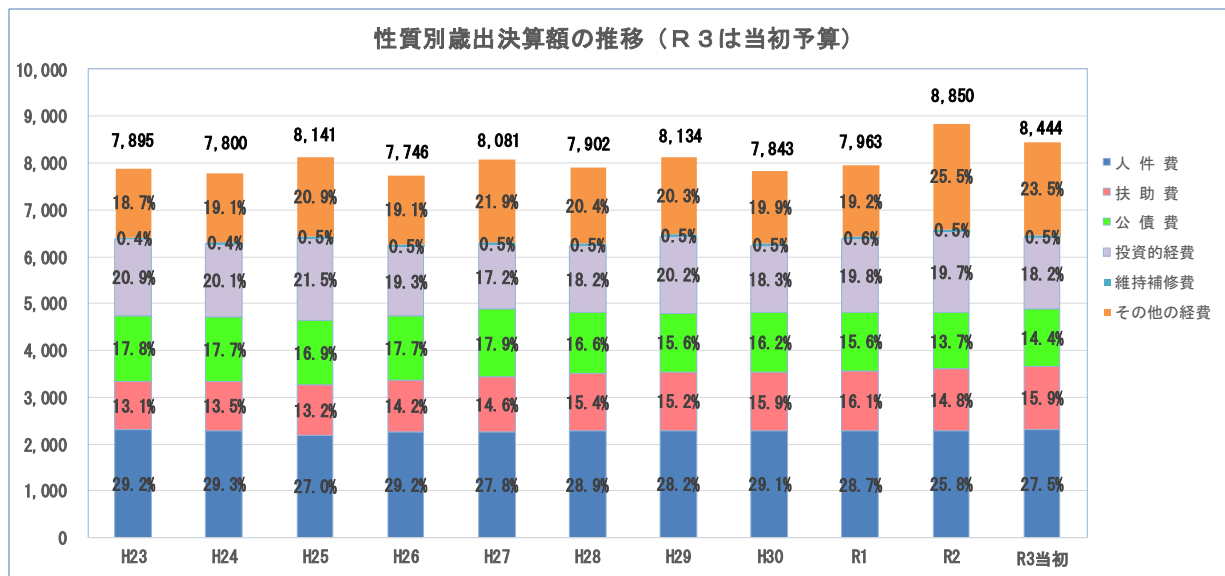
さらに、公債費については、県有施設等の老朽化対策、防災・減災、国土強靱化対策の必要性等を勘案すると、これまでのような減少は望めない状況である。

以上を踏まえると、本県の財政状況は、引き続き、予断を許さない状況が続くものと考えられる。



(単位：億円)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3当初
国庫支出金	1,468	1,389	1,700	1,357	1,336	1,380	1,541	1,346	1,392	2,200	1,778
地方交付税	2,790	2,781	2,709	2,712	2,697	2,742	2,706	2,676	2,725	2,796	2,770
地方譲与税	236	242	283	330	305	261	268	299	291	269	216
その他依存財源	1,173	1,329	1,268	1,044	1,025	1,038	997	993	1,054	1,195	1,070
県税	1,188	1,224	1,254	1,275	1,437	1,473	1,491	1,495	1,481	1,484	1,438
その他自主財源	1,226	1,095	1,212	1,225	1,470	1,262	1,308	1,252	1,331	1,424	1,171
合計	8,081	8,060	8,426	7,943	8,271	8,155	8,311	8,061	8,275	9,368	8,444



(単位：億円)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3当初
人件費	2,303	2,286	2,196	2,261	2,249	2,282	2,295	2,283	2,282	2,286	2,320
扶助費	1,033	1,051	1,077	1,099	1,180	1,216	1,235	1,247	1,284	1,310	1,344
公債費	1,403	1,377	1,374	1,370	1,445	1,309	1,268	1,274	1,246	1,210	1,214
投資的経費	1,647	1,565	1,754	1,495	1,391	1,437	1,639	1,436	1,577	1,744	1,535
維持補修費	33	33	37	41	43	43	45	43	44	45	46
その他の経費	1,476	1,488	1,705	1,481	1,773	1,615	1,652	1,559	1,529	2,254	1,985
合計	7,895	7,800	8,141	7,746	8,081	7,902	8,134	7,843	7,963	8,850	8,444

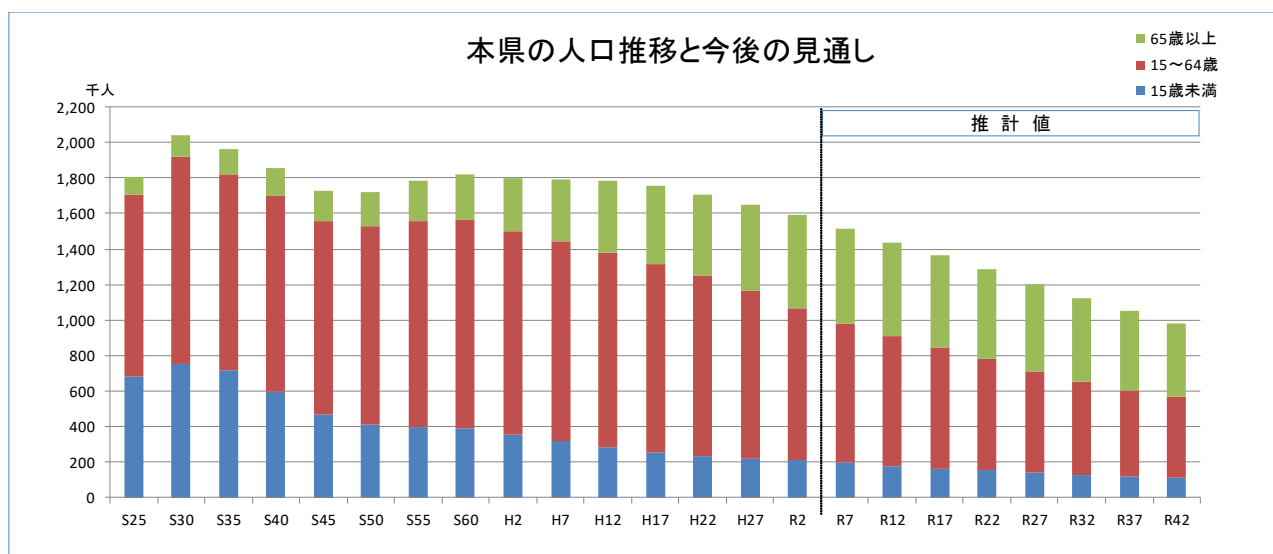
## (5) 本県における将来人口の見込み

県の総人口は、昭和60年以降減少傾向に転じ、令和2年の総人口は1,588千人、うち年少人口（0歳から14歳）は208千人、生産年齢人口（15歳から64歳）は864千人、老年人口（65歳以上）は517千人となっており、老年人口が総人口に占める割合を示す高齢化率は32.5%と全国平均の28.6%を上回っている。

また、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」に基づき、まち・ひと・しごと創生本部が推計した人口推計によると、令和32年の県内総人口は1,126千人と令和2年から462千人以上減少すると予想されている。

内訳は、年少人口が78千人減の130千人、生産年齢人口が341千人減の523千人となり、老年人口については45千人減の472千人となる見込みである。

令和2年の人口と令和32年の推計人口について、それぞれの割合を比較してみると、年少人口が13.1%から11.5%へ、生産年齢人口が54.4%から46.5%へと減少する一方で、老年人口は32.5%から42.0%に増加する見込みとなっている。



※ 昭和25年から令和2年までは国勢調査結果

※ 令和7年から令和27年までは国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口」（平成30年3月推計）の推計値

※ 令和32年以降は、まち・ひと・しごと創生本部による推計値

【参考：将来人口の見通し】

(単位：千人)

	総人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口
令和2年	1,588	208(13.1%)	864(54.4%)	517(32.5%)
令和7年	1,511	195(12.9%)	785(51.9%)	531(35.2%)
令和12年	1,437	179(12.5%)	730(50.8%)	527(36.7%)
令和17年	1,362	164(12.1%)	683(50.2%)	514(37.8%)
令和22年	1,284	152(11.8%)	627(48.8%)	506(39.4%)
令和27年	1,204	140(11.6%)	573(47.6%)	491(40.8%)
令和32年	1,126	130(11.5%)	523(46.5%)	472(42.0%)
R2→R32	△ 462	△ 78(△ 1.6)	△ 341(△ 7.9)	△ 45( 9.5)

## (6) 中長期的な維持管理・更新等の経費見通し

「(3) 老朽化の状況等」を踏まえ、県有施設等の維持管理・更新等の経費について、一定の仮定のもと、「長寿命化対策等を実施した場合」と「耐用年数経過時に単純更新した場合」に分けて、機械的に試算を行った結果は、以下のとおりである。

なお、本試算は、一定の仮定のもとで機械的に試算したものであり、個々の施設における老朽化の状況や長寿命化対策の内容、今後の物価変動などを考慮していないため、個々の施設の使用状況等により実際に必要となってくる額とは異なるものであるが、維持管理・更新等に係る経費の中長期的な増減傾向や長寿命化対策の効果額など、今後の取組にあたっての参考とするものである。

### ① 試算の内容等

#### ア 前提

令和2（2020）年度末現在で保有する県有施設等を施設数や規模等を現状のまま将来にわたり維持する。

#### イ 試算期間

令和3（2021）年度から令和32（2050）年度までの30年間とする。

#### ウ 対象施設

建築物（延床面積50㎡以上）及び主なインフラ施設を対象とする。

ただし、建築物のうち、倉庫・車庫及び簡易な構造のものや今後使用見込みのない建築物を除く。

#### エ 試算方法

##### (ア) 建築物

建築年度や延床面積等をもとに、機械的に試算する。

（長寿命化対策等を実施した場合）

予防保全型の維持管理・修繕を実施し、築後35年で大規模な改修、築後70年で建て替えた場合を想定

（耐用年数経過時に単純更新した場合）

事後保全型の維持管理・修繕を実施し、築後30年で大規模な改修、築後50年で建て替えた場合を想定



## (イ) インフラ施設

各施設の特性に合わせて試算する。

(長寿命化対策等を実施した場合)

各施設の長寿命化計画等に基づき、予防保全型の維持管理・修繕を実施し、改修や更新等が必要な施設はそれぞれ実施した場合を想定

(耐用年数経過時に単純更新した場合)

各施設の特性に応じて事後保全型の維持管理・修繕を実施し、耐用年数経過時に更新した場合を想定

## ② 県有施設等における試算結果

### ア 今後30年間の経費見通し

長寿命化対策等を実施した場合は約9,562億円（年平均約319億円）、耐用年数経過時に単純更新した場合には約20,700億円（年平均約690億円）となり、予防保全型の長寿命化対策を実施することで約11,137億円（年平均約371億円）の財政負担の軽減となるとの試算結果となった。

#### 維持管理・更新等に係る経費の見通し（30年間）

（単位：百万円）

		長寿命化対策等を実施した場合				耐用年数経過時に単純更新した場合（⑤）	長寿命化対策等の効果額（④－⑤）	現在要している経費（過去3年平均）
		維持管理・修繕（①）	改修（②）	更新等（③）	合計（④） （①+②+③）			
普通会計	建築物(a)	137,306	208,662	203,035	549,003	713,031	△ 164,028	10,268
	インフラ施設(b)	295,991	4,104	83,207	383,302	1,321,234	△ 937,932	14,304
	小計(a+b)	433,297	212,766	286,242	932,305	2,034,265	△ 1,101,960	24,572
公営事業会計	建築物(c)	7,163	11,165	2,785	21,113	31,796	△ 10,683	491
	インフラ施設(d)	979	1,197	653	2,829	3,934	△ 1,105	79
	小計(c+d)	8,142	12,362	3,438	23,942	35,730	△ 11,788	570
	建築物計(a+c)	144,470	219,827	205,820	570,116	744,827	△ 174,710	10,759
	インフラ施設計(b+d)	296,969	5,301	83,860	386,131	1,325,169	△ 939,038	14,383
	合計(a+b+c+d)	441,439	225,128	289,680	956,247	2,069,995	△ 1,113,748	25,142

## イ 今後10年間の経費見通し

長寿命化対策等を実施した場合は約3,010億円（年平均約301億円）、耐用年数経過時に単純更新した場合には約8,695億円（年平均約869億円）となり、予防保全型の長寿命化対策を実施することで約5,685億円（年平均約568億円）の財政負担の軽減となるとの試算結果となった。

### 維持管理・更新等に係る経費の見通し（10年間）

（単位：百万円）

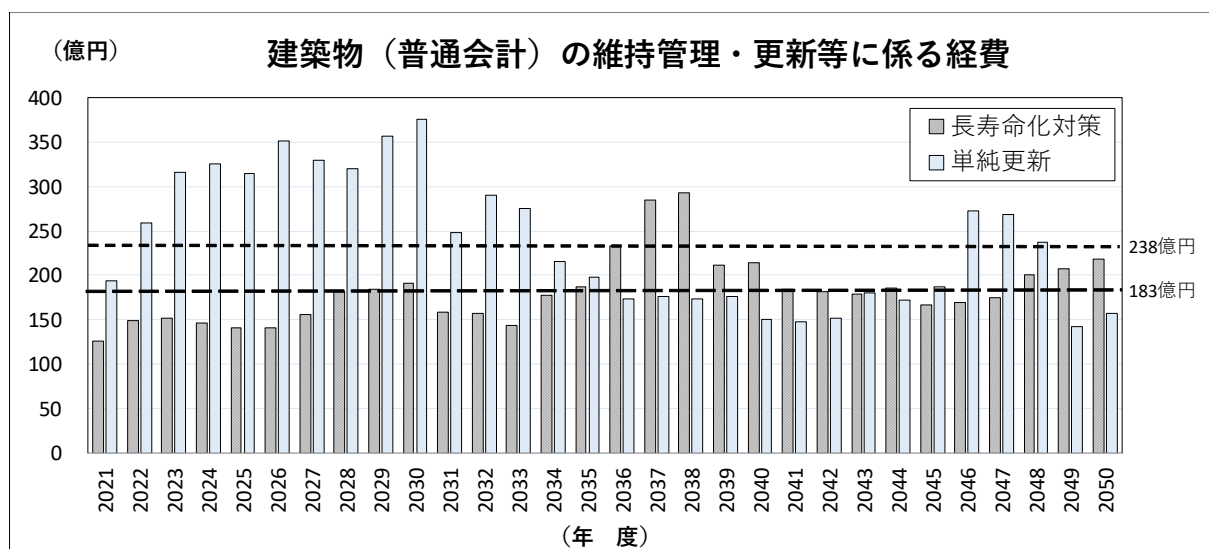
		長寿命化対策等を実施した場合				耐用年数経過時に単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策等の効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去3年平均)
		維持管理・修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計 (④) (①+②+③)			
普通会計	建築物(a)	45,769	104,017	6,710	156,495	314,326	△ 157,831	10,268
	インフラ施設(b)	109,342	1,368	23,097	133,807	541,216	△ 407,409	14,304
	小計(a+b)	155,111	105,385	29,807	290,303	855,543	△ 565,240	24,572
公営事業会計	建築物(c)	2,388	7,637	0	10,025	12,183	△ 2,158	491
	インフラ施設(d)	326	216	105	648	1,744	△ 1,096	79
	小計(c+d)	2,714	7,854	105	10,673	13,927	△ 3,253	570
建築物計(a+c)		48,157	111,654	6,710	166,520	326,509	△ 159,988	10,759
インフラ施設計(b+d)		109,668	1,585	23,202	134,455	542,960	△ 408,505	14,383
合計(a+b+c+d)		157,825	113,238	29,912	300,976	869,469	△ 568,494	25,142

※ 財源については、国の補助事業や交付税措置のある地方債等を活用する。

## ③ 今後30年間の経費の推移の見通し

### ア 建築物

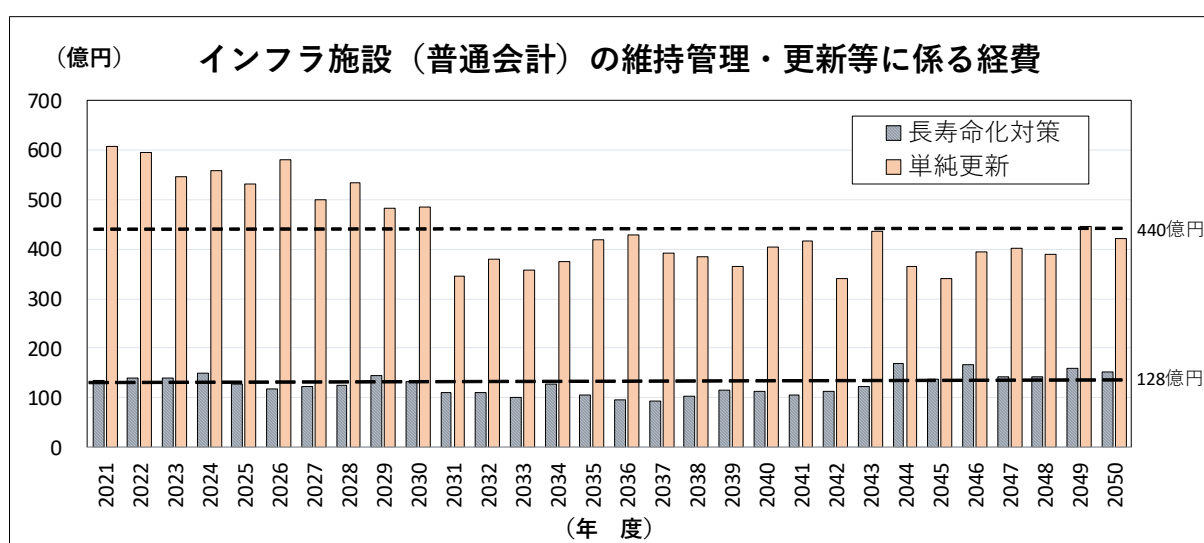
長寿命化対策等を実施した場合は約5,490億円（年平均約183億円）、耐用年数経過時に単純更新した場合には約7,130億円（年平均約238億円）となり、予防保全型の長寿命化対策を実施することで約1,640億円（年平均約55億円）の財政負担の軽減となるとの試算結果となった。



## イ インフラ施設

長寿命化対策等を実施した場合は約3,833億円（年平均約128億円）、耐用年数経過時に単純更新した場合には約13,212億円（年平均約440億円）となり、予防保全型の長寿命化対策を実施することで約9,379億円（年平均約313億円）の財政負担の軽減となるとの試算結果となった。

インフラ施設は、その性質上、維持管理・修繕等により長期間使用することを前提としており、更新等を予定していない施設が多いが、耐用年数経過時に単純更新した場合の試算は、設置から一定期間経過時に更新等の経費を計上したあくまで参考の試算である。



※ 今後30年間の経費の推移の見通しは、普通会計の試算結果である。

## (7) 現状や課題に関する基本認識

### ① 県有施設等の老朽化に係る財政負担と本県の財政状況

県有施設等は老朽化が進みつつあり、多くの施設において大規模改修などが必要となる時期を迎えることにより、今後、その維持管理・更新等のために多額の財政負担が生じることが予想される。

このため、2の「(4) 県の財政状況」で示したとおり、本県の財政状況は、引き続き、予断を許さない状況が続くものと考えられることを踏まえると、施設保有の必要性を検証しながら、適切で計画的な維持管理、長寿命化等に努めることで、財政負担の軽減・平準化を図る必要がある。

### ② 県有施設等に対するニーズ

将来人口の推計では、総人口が減少し、年少人口及び生産年齢人口の割合が減少する一方で、老年人口の割合は増加することが見込まれていることから、今後、県有施設等に対するニーズも変化していくことが予想される。

このため、社会環境の変化や県民ニーズの変化等を見極めながら、既存施設の機能の見直しや集約化、余剰財産の処分などにより、保有総量の適正化を図ることで、将来の財政負担を軽減するとともに、効率的かつ効果的な施設利用に努める必要がある。

### ③ 持続可能な行財政構造構築の必要性

このような中、上記①、②を含む今後の社会経済情勢の変化や大規模災害等の不測の事態等にも対応した持続可能な行財政構造を構築するため、「行財政運営指針」に基づき、行財政改革に引き続き取り組む必要がある。

#### (参 考) 過去に行った対策

本県ではこれまで、「鹿児島県建築物耐震改修促進計画」に基づく庁舎等の耐震診断及び耐震改修工事の計画的な実施やインフラ施設等における長寿命化計画の策定を進めてきており、本計画策定後も、計画の基本的な方針に基づく個別施設計画の策定や公共施設等適正管理推進事業債等を活用した施設の長寿命化対策、集約化・複合化及び除却など県有施設等の管理に関する様々な取組を進めてきた。

また、指定管理者制度による公の施設の効率的な管理や県有財産有効活用方針に基づく未利用財産の売却や貸付けなどの取組も進めてきたところである。

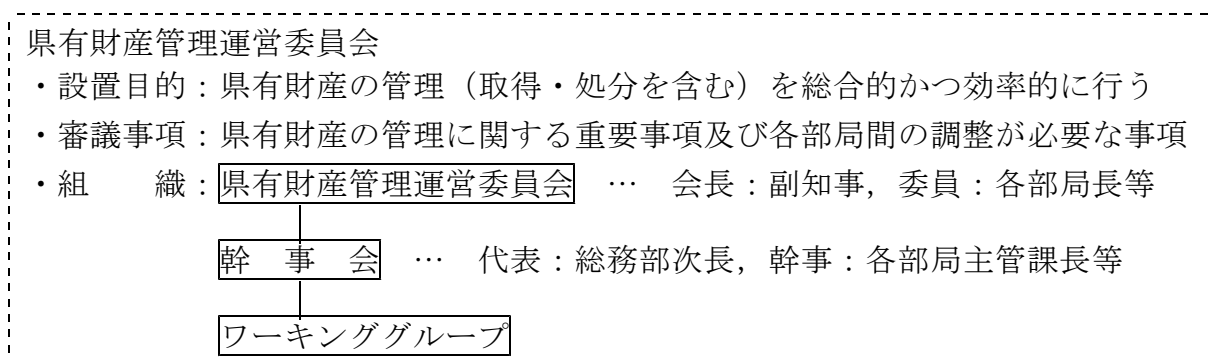
### 3 県有施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

#### (1) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

##### ① 全庁的な取組体制

本計画の取組を推進するためには、全庁的な体制の構築が必要であることから、既存の県有財産管理運営委員会及びその下部組織（以下、「運営委員会等」という。）を活用する。

また、運営委員会等においては、既存の役割としての県有財産の有効活用に関する協議を行うとともに、本計画に係る全庁的な調整、進行管理、評価を踏まえた取組方策の見直しを行う。



##### ② 情報管理・共有方策

各所管部局においては、所管する財産の総合的な管理に必要な情報を把握し、整理するとともに、県有施設等の維持管理、長寿命化等に関して、営繕部門・財政部門等と連携しながら、それぞれが管理する財産に関する情報の把握と整理に努める。

また、施設の利用調整・集約化、貸付、売却など財産の有効活用に関しては、財産活用対策室において、所管部局などが管理している土地・建物等の情報を総合的に集積し、県有財産の利活用に必要な情報の一元化に取り組む。

#### (2) 県有施設等の管理に関する基本的な考え方

##### ① 管理に関する基本的な方針

県有施設等の管理については、現状や課題に対する基本認識を踏まえ、財政負担の軽減を図るとともに、施設の維持管理に係るトータルコストの縮減・平準化を目指すため、次に掲げる3つの考え方を柱として、これらに基づく取組を推進する。

なお、一定規模等の建築物においては、施設アセスメントを実施し、今後の施設管理に関する方向性を検討した上で、基本的な方針に基づく取組を推進する。

## ア 保有総量の縮小

県有施設等の老朽化や財政状況等を勘案すると、現状のまま全てを維持していくことは困難であり、また、社会情勢の変化等により県有施設等に対するニーズが変化していくことも予想される。

このことから、今後、それぞれの施設について、県として将来にわたる利活用の必要性を検討した上で、必要がないと判断される施設等については、廃止や除却等を行うことにより、保有総量の縮小を図る。

特に、建築物のうち、耐用年数における残存年数が10年未満の建築物（木造を除く）については、施設の利用状況や老朽化等の状況を踏まえて、施設の必要性や有効性を十分に検討する。

また、歳入確保の観点からも「県有財産有効活用方策」（平成21年3月）における有効活用・処分の基本的な考え方を踏襲して、引き続き、積極的な売却等に努める。

## イ 効率的な利活用の推進

### (7) 既存施設の有効活用

県において維持していく施設等についても、利用状況の検証や施設間の利用調整等を図りながら、共同利用等による集約化などの効率的利用を推進する。

また、新たな施設の整備や施設の更新等が必要になった場合は、まずは既存施設（県所有施設のほか、国及び他の地方公共団体等所有施設を含む）の有効利用についても検討するとともに、廃止する旧施設のあり方についても検討を行い、その方針を明らかにする。

### (4) 管理の効率化

これまでも、県有施設等の管理に当たり、民間委託の推進や指定管理者制度の導入など民間ノウハウを活用する取組を進めてきたところであるが、施設管理の効率化や経費の縮減等を図るため、今後もこれらの取組を推進しつつ、PFI／PPPなど、民間の資本、経営能力及び技術力を活用した施設管理の効率化やサービスの向上等について検討を行う。

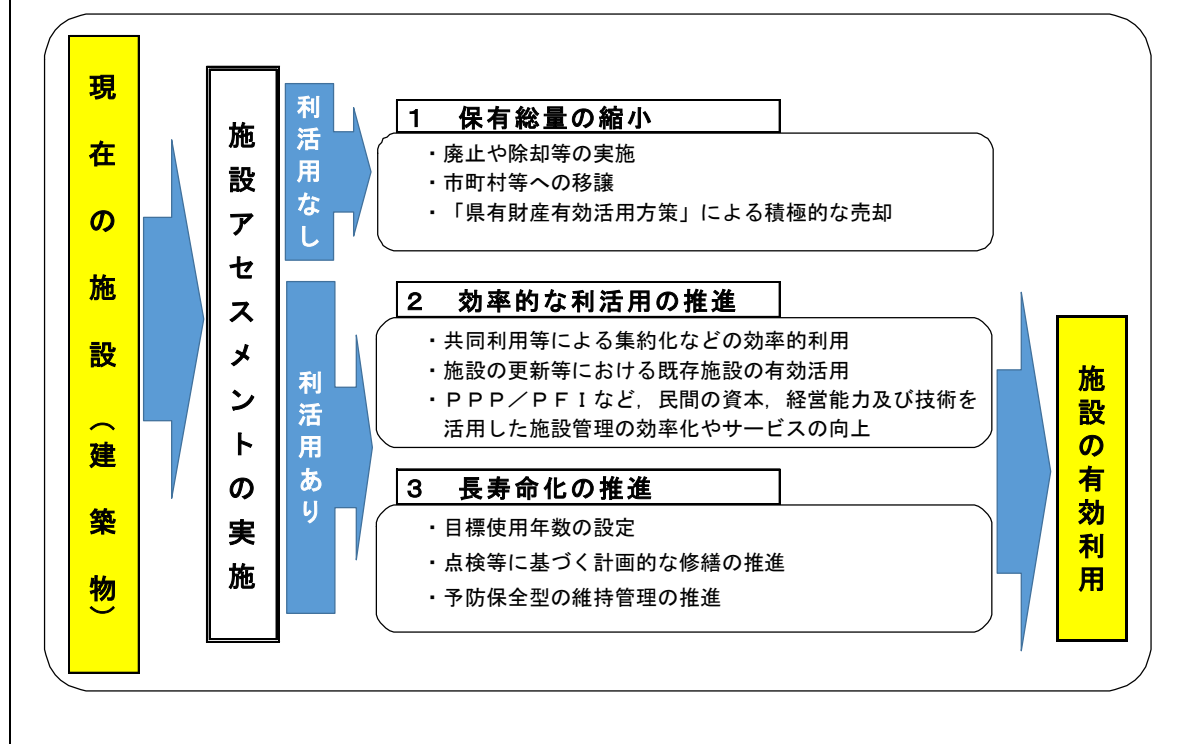
## ウ 長寿命化の推進

県有施設等の修繕・更新等については、これまで、施設機能の現状維持を前提とし、施設に損傷等が発生した場合に修繕・更新等を行う事後保全型の維持管理を行うことが多く、施設の設置目的に沿った利用が見込まれなくなった時や老朽化などにより施設機能の維持が難しくなった時に、当該施設の今後の利活用等についての検討を行ってきたところである。

しかしながら、このまま県有施設等の老朽化が進み、全ての施設を現状のまま維持していくことが困難であると見込まれることなどから、今後は、施設ごとにその利用状況や社会的ニーズ等を踏まえ、当該施設を県として維持していく必要性を検討した上で、利活用が見込まれる施設（建築物）については、目標使用年数を設定するとともに、点検等に基づく計画的な修繕や損傷が軽微である早期段階で機能の保持・回復を図る予防保全型の維持管理を推進し、施設の長寿命化を図る。

### (参考) 施設アセスメント

県有施設（建築物）の老朽化の進行に対応し、保有総量の縮小など管理に関する基本的な方針に基づく施設の適正管理を推進するため、「施設アセスメント実施要領」に基づき、施設ごとに施設カルテを作成するとともに、建物性能や利用状況等の統一的な基準により、施設評価を実施し、今後の施設管理に関する方向性（維持、建替、転用、統廃合等）を検討する取組。



## ② 適正管理に関する各実施方針等

「① 管理に関する基本的な方針の考え方」を基本として、適正管理に関する各実施方針等は次のとおりとする。

### ア 点検・診断等の実施方針

各施設の管理状況等を踏まえた計画的な点検により、安全性や耐久性へ影響を与えるような劣化・損傷の程度や原因等の把握に努めるとともに、劣化・損傷の進行の可能性や施設に与える影響などについて評価（診断）を行う。

また、点検・診断結果を情報として蓄積し、次回以降の点検・診断や施設の維持管理・修繕等を含む老朽化対策に活用する。

### イ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

将来にわたり長く利用する施設の維持管理・修繕については、中長期的な視点から計画的な予防保全型の管理や修繕による長寿命化を図ることで、施設の維持管理に係るトータルコストの縮減を図る。

また、大規模改修等の保全措置等の実施に当たっては、事前に施設の必要性についても十分に検討するとともに、緊急性や重要性等を踏まえ、実施時期の調整を行うことにより財政負担の平準化を図る。

なお、将来にわたり利活用が見込まれない施設あるいは利用の減少等が見込まれる施設等については、売却等を含む有効活用を図るとともに、施設の共同利用や集約化、他用途への転用等に努め、施設の維持管理等に係る財政負担の軽減を図る。

### ウ 安全確保の実施方針

点検・診断等により高い危険度が認められた県有施設等については、立入禁止や利用休止など必要な安全措置を講じた上で、施設の継続的利用の可否を速やかに検討し、施設の継続的な利用が必要と判断された場合は、緊急性や重要性を勘案して、必要な改修工事等を実施し、安全確保を図る。

また、老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用見込みのない県有施設等については、廃止後においても、施設の老朽化に起因する事故等の危険性を排除する措置や施設内の樹木等の伐採・除草作業等の維持管理につき継続的にコストが必要となること等を考慮し、速やかに除却や売却等の検討を行い、可能なものからこれを実施する。



## エ 耐震化の実施方針

県有建築物については、「鹿児島県建築物耐震改修促進計画」（平成29年12月改訂）に基づき、防災拠点として重要な役割を果たす庁舎や病院等の施設及び災害時に避難救援等で重要な役割を果たす学校等の施設を最優先として、耐震診断及び耐震改修工事を計画的に実施する。

また、災害時に拠点となるような施設や多くの県民が利用する施設については、地震等の災害発生時における施設の安全性や機能性を維持することが求められることから、平時から安全対策に努める。

## オ 長寿命化の実施方針

将来にわたり長く使用する施設については、目標使用年数を設定するとともに、点検等に基づく計画的な修繕や損傷が軽微である早期段階で機能の保持・回復を図る予防保全型維持管理に努めることで、施設の長寿命化を図り、適正な施設機能の維持や安全性の確保を図る。

また、大規模改修等の保全措置の実施に当たっては、それぞれの施設の利用状況、緊急性や重要性等を総合的に勘案し、施設間における優先順位に基づいて計画的に進めることで、長期的な視点で財政負担の軽減に努めるとともに、更新や保全措置等の集中的増大を避けることで財政負担の平準化を図る。

## カ ユニバーサルデザイン化の推進方針

県有施設等の改修・更新等に当たっては、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい施設を目指して、ユニバーサルデザイン化の推進を図る。

## キ 脱炭素化の推進方針

県有施設等の改修・更新等に当たっては、「鹿児島県庁環境保全率先実行計画」（令和5年3月）に基づき、地球温暖化防止等の環境保全に積極的に貢献することを目指して、脱炭素化の推進を図る。

## ク 統合や廃止の推進方針

施設の利用状況や老朽化等の状況を踏まえて、今後利用が見込まれない施設あるいは利用状況が著しく減少すると判断される施設及び現に未利用となっている施設については、当該施設の必要性について十分に検討した上で、これが認められない場合は廃止し、必要に応じて除却するなど、施設の保有総量の縮小に努める。

また、現在の規模及び機能を維持し続ける必要性が認められない施設については、他の用途への転用、他の県有施設等との統合又は共同利用による集約化等を検討する。

なお、施設の統合や集約化等を検討するに当たっては、国及び他の地方公共団体の公共施設や民間施設等の利用の可能性についても検討を行う。

## ケ 保有する財産（未利用財産）の活用や処分に関する基本方針

「県有財産有効活用方策」（平成21年3月）における県有財産の有効活用・処分の基本的な考え方を踏襲して、引き続き県有財産の有効活用に積極的に取り組むこととし、今後の利活用が見込まれない財産については、できるだけ早期に売却するとともに、売却が困難なものについては、貸付等による有効活用を図る。

## (3) 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制

本計画の円滑な推進のためには、本計画の趣旨を職員が理解し、コスト意識を持って県有施設等の適正管理に取り組む必要があることから、各施設を所管する部局ごとに推進員を設置するとともに、職員を対象とした研修等を実施するなど必要な取組を行う。

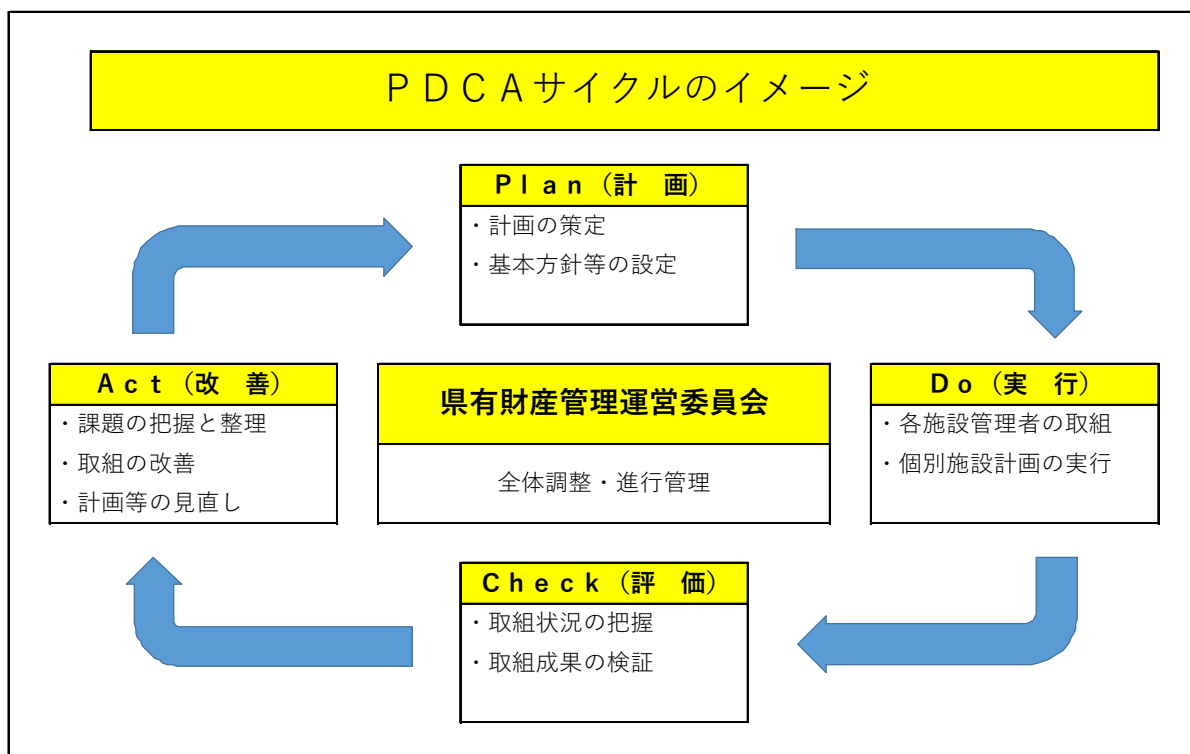
また、本計画の推進に当たっては、施設管理部門、営繕部門、財政部門がそれぞれの役割を分担するとともに、連携を図りながら一元的に取り組む。

さらに、施設の維持管理・更新等を取り巻く課題を県だけでなく他の地方公共団体や民間事業者も含めた課題として捉え、必要な情報の把握や共有に努めるとともに、多方面との連携を深めながら取組の実効性を高める。

#### (4) PDCAサイクルの推進方針

毎年度、各施設の取組状況等について、全庁的な取組体制のもとで確認を行うとともに、保有総量の縮小等の基本的な方針に基づく進捗状況等の評価を行うなど、PDCAサイクルを活用した継続的な取組を推進し、本計画の実効性を確保する。

また、評価の結果、計画の内容を見直す場合には、社会情勢の変化、行財政改革の推進状況等も踏まえる。



#### (5) 目標の設定

県有施設等については、必要な行政サービスの確保・充実を図りつつ、長期的な視点で総合的かつ計画的な管理を推進するとともに、本計画の基本的な方針に掲げる「保有総量の縮小」を図っていく必要がある。

このため、本計画においては、以下の目標を設定する。

##### 【目標】

計画期間の終了時点（令和12年度）における県有建築物の総延床面積は、原則として、令和2年度の総延床面積を上限とし、それ以下となるよう抑制する。

※ 令和2年度末総延床面積 3,240,497.15㎡ (P4 (2)参照)

#### 4 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

すべての県有施設等について、「3 県有施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」に基づき、全庁的な共通認識のもとで、管理に取り組むこととする。

なお、以下に、個別施設計画を策定している主な施設類型について、それぞれの管理に関する基本的な考え方を示すが、各施設の管理者においては、それぞれの施設の特徴や実情を踏まえ、必要に応じて個別の管理計画を策定するなどして、より効果的・効率的な管理を計画的に推進することとする。

##### (1) 学校（学校教育法第1条に規定する学校）

対象施設	<p>高等学校※（61校，1,243棟，総延床面積750,424㎡）</p> <p>※中高一貫校を含む。</p> <p>特別支援学校（16校，223棟，総延床面積118,911㎡）</p>
現状と課題	<p>&lt;現状&gt;</p> <p>県立学校施設は建築後40年を経過した施設が半数以上を占めるなど老朽化が進んでおり，多くの施設において大規模改修や改築が必要となる時期を迎え，維持管理・修繕等にかかる経費はますます増加することが見込まれる。</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>学校施設は児童・生徒の学習や生活の場であることから，安心安全な学校環境を維持するために，老朽化した施設の中長期的観点に立ち，各学校ごとに施設の集約化を検討しつつ，改築や長寿命化の対策を計画的に実施していく必要がある。</p>
実施方針等	<p>1 点検・診断等の実施方針</p> <p>建築基準法による法定点検等により，施設の劣化状況を早期に把握する。</p> <p>2 維持管理・修繕・更新等の実施方針</p> <p>法定点検等による予防保全に努め，施設の更新時期の平準化を図る。</p> <p>3 安全確保の実施方針</p> <p>法定点検等により危険性があると認められた場合は，使用禁止など必要な措置を講じた上で，改修や利用率の低い施設の除却等の検討を行う。</p> <p>4 耐震化の実施方針</p> <p>昭和56年以前に建築された一定規模以上の学校施設について，耐震診断を行い，平成28年度までに必要な耐震化工事を完了している。</p>

5	長寿命化の実施方針
	修繕時期の目安に加え、法定点検等の結果により、優先付けをした上で計画的な保全措置に努める。なお、児童・生徒の安心安全な教育環境を確保するため、緊急性の高いものを最優先とし、構造躯体の健全度の低いものから優先的に改修工事を実施する。
6	統合や廃止の推進方針
	施設を更新（改築）する場合は、必要最小限の規模とし、機能の集約化を図るとともに、利用率の低い施設の除却等の検討を行う。
7	総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
	学校施設における課題等の共通認識を持って業務に当たるため、学校長や事務長を対象に定期的に研修会を実施する。また、施設管理者と連携を図り、法定点検等を着実に実施し、学校施設の劣化状況や、点検結果等の一元管理を行い、効率的な維持管理に努める。

## (2) 県営住宅

対象施設	<p>県営住宅 (148団地, 1,253棟, 12,044戸, 総延床面積833,488.34㎡)</p>
現状と課題	<p>&lt;現状&gt;</p> <p>長寿命化計画に基づき点検や改善工事を実施し、維持管理にかかるコストの縮減、平準化に努めている。</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>耐火構造の県営住宅においては、耐用年数の1/2を経過し、建替可能となる建物が半数近くを占めている。設備改修やバリアフリー化の工事が行われていない住棟が存在しているため、躯体の劣化や構造安全性、避難安全性、ライフサイクルコスト等について検討し、建替や全面的改善、個別改善など、今後の建替・改善計画を適切に進めていく必要がある。</p> <p>また、木造住宅については、耐用年限は30年と定められているが、建設後30年が経過したストックにおいても構造体に関しては良好な状態を維持していることから、ストックの長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図るため、計画的に改修や改善を行い、長期的な活用を検討する必要がある。</p> <p>なお、今後、バリアフリー化の一環として後付けで整備したエレベーターが順次全面的な改修時期を迎えることとなる。各地域の公営住宅の需要も見極めながら建替え、長寿命化の検討と併せて改修を検討</p>

	する必要がある。
実施方針等	1 点検・診断等の実施方針
	修繕周期に先立ち定期点検を充実し、建物の老朽化や劣化による事故等を未然に防ぐとともに、修繕や改善の効率的な実施を図る。 法定点検，日常点検を実施し，状況把握に努める。
	2 維持管理・修繕・更新等の実施方針
	建物ストックの性能を長期にわたり適正に維持するため，修繕周期などを定めて計画的に修繕を行う。また，居住者の日常生活に支障を及ぼすことのないよう経常的な維持管理に努める。
	3 安全確保の実施方針
	建物及び設備の安全性については，点検と計画改修，経常的な維持管理で対応する。
4 耐震化の実施方針	
耐震性を有することを確認済み。	
5 長寿命化の実施方針	
予防保全的な維持管理及び耐久性向上を図る改善を実施することにより長寿命化を図る。 具体的には，建築物の各部位について，仕様のグレードアップ等による耐久性の向上や，予防保全的維持管理の実践による修繕周期の延長によりライフサイクルコストの縮減を図る。	
6 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	
一部の離島を除き，指定管理者制度を導入済み。 管理者に対しては，維持・管理に関する意見交換や研修会を実施し，情報共有とスキルの向上に努める。	

### (3) 総合庁舎

対象施設	県庁舎，地域振興局・支庁の庁舎 (31庁舎，58棟，総延床面積163,195.6㎡)
現状と課題	<現状> 県庁舎は，建設後25年が経過し，外壁の防水材や設備機器の一部に経年劣化が生じている。 地域振興局・支庁の庁舎は，その多くが昭和30～40年代に建設されたもので，建設後30年を経過する施設が全体の半数を超えており，経年劣化が見られる。

	<p>&lt;課題&gt;</p> <p>施設・設備の老朽化に伴い、設備更新など維持補修費用の増加が見込まれる。</p>
実施方針等	<p>1 点検・診断等の実施方針</p> <p>関係法令に基づく点検や検査，日常的な点検を行い，建物の劣化状況や設備機器の更新時期等を把握し，計画的な予防的修繕等に努める。</p>
	<p>2 維持管理・修繕・更新等の実施方針</p> <p>施設の利用状況や緊急性，重要性などを勘案し，安全性や機能性を維持するため優先順位に基づいた実施時期の調整等を行う。</p>
	<p>3 安全確保の実施方針</p> <p>施設の安全性や機能維持に必要な施設の性能を確保するため危険箇所や経年劣化の著しい部位等について，建物の利用状況や劣化状況等を踏まえ，緊急度や優先度を評価して応急的な修繕を実施する。</p>
	<p>4 耐震化の実施方針</p> <p>防災上主要な3階建て以上かつ延べ床面積が千平方メートル以上の庁舎について，平成8年度から10年度にかけて耐震診断を実施している。その結果，耐震補強工事が必要と判断された19棟については，10年度から計画的に耐震補強工事を行い，これまで16棟が完了し，3棟については，職員は退去している。</p> <p>これ以外の小規模庁舎等についても，今後耐震診断を実施し，必要に応じて耐震補強工事を検討する。</p>
	<p>5 長寿命化の実施方針</p> <p>点検等に基づく計画的な修繕や損傷が軽微である早期段階で機能の保持・回復を図る予防保全型の維持管理を推進し，施設の長寿命化を図る。</p>

#### (4) 警察施設

対象施設	<p>本部庁舎等（7施設，25棟，総延床面積13,569㎡）</p> <p>警察署（27署，137棟，総延床面積68,323㎡）</p> <p>幹部派出所・交番・駐在所（174施設，313棟，総延床面積27,478㎡）</p>
現状と課題	<p>&lt;現状&gt;</p> <p>施設等の修繕・更新等については，これまで，施設機能の現状維持を前提とし，施設の損傷等が発生した場合に修繕・更新等を行う事後保全型の維持管理を行うことが多く，老朽化等により施設の機能の維</p>

	<p>持が難しくなった時点において、当該施設の今後の利活用等についての検討を行っている。</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>今後は、点検等に基づく計画的な修繕や損傷が軽微である早期段階で機能の保持・回復を図る予防保全型の維持管理を推進し、施設の長寿命化を図る必要がある。</p>	
実施方針等	<p>1 点検・診断等の実施方針</p> <p>年1回定期点検を行うことにより、安全性や耐久性に影響を与えるような劣化や損傷の程度や原因を把握し、適切に対処する。</p>	
	<p>2 維持管理・修繕・更新等の実施方針</p> <p>定期点検等の結果を蓄積し、予防保全型の維持管理をすることによりトータルコストの縮減を図る。</p>	
	<p>3 耐震化の実施方針</p> <p>耐震診断必要施設は全て診断を行っており、耐震基準を満たしていないと判断された施設は既に耐震補強工事等を完了している。</p>	
	<p>4 長寿命化の実施方針</p> <p>定期点検等の結果に基づき、予防保全型の維持管理に努めることで施設の長寿命化を図るとともに、計画的な改修等に努める。</p>	

## (5) 職員住宅

### ① 知事部局

対象施設	職員住宅（99棟，1,426戸，総延床面積83,336.81㎡）
現状と課題	<p>&lt;現状&gt;</p> <p>地域別にみると、鹿児島地域の入居率が39.5%と低く、地域別の入居率に差がある。離島では91.3%と高くなっているが、本土では56.7%と低くなっている。 ※ 数値は、令和3年6月1日現在</p> <p>また、経過年数が長いほど入居率も低くなる傾向にある。</p> <p>基本的な点検は、毎年の職員住宅現況調査時や異常が疑われた際に、財産管理者が点検や確認を実施しており、それ以外に、各地域振興局・支庁の建設部（鹿児島市内は管財課）により3年ごとに建築基準法に基づく法定点検を実施している。</p> <p>補修については、入居に最低限必要なものに限って、優先度・緊急度を考慮して実施しているが、使用年数を延長するための改修については、実績はない。</p>



	<p>&lt;課題&gt;</p> <p>施設の特徴や実情を踏まえ、より効率的・効果的な管理を計画的に推進する必要がある。</p>	
実施方針等	<p>1 点検・診断等の実施方針</p> <p>財産事務管理者において、年1回、職員住宅現況調査時の点検を行うことにより、劣化や損傷の程度や原因を把握し、適切に対処する。点検においては、建築基準法に基づく法定点検の結果を参考とする。</p>	
	<p>2 維持管理・修繕・更新等の実施方針</p> <p>老朽化が著しい住宅のうち、改修を行うことで使用年数の延長が期待できるものについては、必要性を検討した上で改修を行う。また、新規建設、建て替えは、原則として行わない。ただし、離島など地域の特殊性を踏まえ、住宅の老朽化や塩害等の状況、入居率のほか民間住宅の実情等を考慮し、真に必要性がある場合は個別に検討を行う。</p>	
	<p>3 耐震化の実施方針</p> <p>耐震工事が必要な住宅については、改修と併せて実施を検討し、安全対策に努めていく。</p>	
	<p>4 長寿命化の実施方針</p> <p>将来にわたり継続して入居が見込まれる住宅については、早期段階で機能の保持・回復のため予防保全型の中長期的な補修・改修等を行うことで、長寿命化を図るとともに、住宅としての機能を保持し、安全性を確保していく。</p>	
	<p>5 統合や廃止の推進方針</p> <p>老朽化し、入居率の低い住宅及び統廃合により生じた空き公舎については、必要戸数を踏まえて、財産管理者と調整を図りながら統合による集約・用途廃止を行う。</p>	

## ② 教育庁

対象施設	教職員住宅（570棟，1,483戸，総延床面積90,433㎡）
現状と課題	<p>&lt;現状&gt;</p> <p>令和3年5月現在の入居率は58.3%で、平成28年5月時点の入居率75.4%から大きく下がっている状況にある。</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>県立高校の再編整備により、跡地となった高校の教職員住宅が存置</p>

	<p>されていること、また、住宅の老朽化が著しいことが入居率の低下の要因と捉えている。</p>
実施方針等	<p>1 点検・診断等の実施方針</p> <p>財産事務管理者において、年1回、定期的に点検を行うことにより、安全性や耐久性に影響を与えるような劣化や損傷の程度、原因を把握し、適切に対処する。</p> <p>定期点検においては、建築基準法に基づく県有財産法定点検の結果を活用する。</p>
	<p>2 維持管理・修繕・更新等の実施方針</p> <p>いずれの住宅も建築後経過年数が長くなっており、修繕に要する経費が増大してきていることから、定期点検等の結果を蓄積し、中長期的な視点から計画的に予防保全型の維持管理を行うことで、施設の維持管理に係るトータルコストの縮減を図り、財政負担の平準化を図る。</p> <p>ただし、教職員住宅の管理及び維持補修に要する予算は、入居料を原資としており、限られた予算の中で執行する必要があることから、異常が発見された際は、緊急性の高いものから安全面、汚損の程度、経費等を総合的に判断し、その都度個別に修繕を行う。</p>
	<p>3 安全確保の実施方針</p> <p>点検・診断の結果、高い危険性が認められた場合は、継続利用の可否の検討を行い、継続利用が必要な場合は修繕を行い、入居者の安全確保に努める。</p>
	<p>4 耐震化の実施方針</p> <p>教職員住宅については、平成8年度に実施した県営住宅の耐震診断の結果、補強工事が必要な建物が1棟もなかったことから、県営住宅と構造が同様である教職員住宅も緊急な診断を行う必要がないと考えられている。</p>
	<p>5 長寿命化の実施方針</p> <p>将来にわたり継続して入居が見込まれる住宅については、定期点検等の結果に基づき、早期段階で機能の保持・回復を行う予防保全型の中長期的な維持管理や修繕に努めることで、長寿命化を図るとともに、住宅としての機能を保持し、安全性を確保していく。</p>
	<p>6 統合や廃止の推進方針</p> <p>利用率が低く、今後も利用見込がない住宅については、売却等を含めた検討を進めていく。</p>

	7 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
	施設の管理については、定期的な点検、診断等を実施し、財産事務管理者と情報を共有し、連携を図りながら、適正な維持管理に努める。また、災害時に事故等が発生した際は、財産事務管理者と迅速に連絡が取れる体制を整備する。

### ③ 警察本部

対象施設	職員宿舎等（424棟，1,401戸，総延床面積105,860㎡）
現状と課題	<p>&lt;現状&gt;</p> <p>施設等の修繕・更新等については、これまで、施設機能の現状維持を前提とし、施設の損傷等が発生した場合に修繕・更新等を行う事後保全型の維持管理を行うことが多く、老朽化等により施設の機能の維持が難しくなった時点において、当該施設の今後の利活用等についての検討を行っている。</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>警察職員は職務の特殊性から、警察署の管轄区域内に居住することが原則義務付けられていることから、必要戸数の確保を前提とした更新、廃止の必要性を検討していく必要がある。</p> <p>併せて、施設の長寿命化を図る必要があるため、点検等に基づく計画的な修繕や損傷が軽微な初期段階において機能の保持・回復を図る予防保全型の維持管理を推進する必要がある。</p>
実施方針等	<p>1 点検・診断等の実施方針</p> <p>年1回定期点検を行うことにより、安全性や耐久性に影響を与えるような劣化や損傷の程度や原因を把握し、適切に対処する。</p> <p>2 維持管理・修繕・更新等の実施方針</p> <p>定期点検等の結果を蓄積し、予防保全型の維持管理をすることによりトータルコストの縮減を図る。</p> <p>3 耐震化の実施方針</p> <p>耐震工事が必要な職員宿舎等については、改修の検討を含めて安全対策に努める。</p> <p>4 長寿命化の実施方針</p> <p>定期点検等の結果に基づき、予防保全型の維持管理に努めることで施設の長寿命化を図るとともに、計画的な改修等に努める。</p> <p>5 統合や廃止の推進方針</p>

	<p>老朽化や入居率等を踏まえ、必要戸数の確保を前提としつつ保有総量の縮小を視野に入れた用途廃止を検討する。</p>
--	--

## (6) 県立病院

対象施設	<p>県民健康プラザ鹿屋医療センター（6棟，総延床面積13,834.36㎡）          県立大島病院（7棟，総延床面積25,014.90㎡）          県立薩南病院（6棟，総延床面積11,069.77㎡）          県立北薩病院（15棟，総延床面積11,110.41㎡）          県立始良病院（16棟，総延床面積15,031.50㎡）</p>
現状と課題	<p>&lt;現状&gt;          点検等に基づく計画的な修繕や損傷が軽微である早期段階で機能の保持・回復を図る予防保全型の維持管理を行っている。</p> <p>&lt;課題&gt;          今後，修繕等に要する経費の増加が見込まれることから，施設の長寿命化やトータルコストの縮減・平準化を図る必要がある。</p>
実施方針等	<p>1 点検・診断等の実施方針</p> <p>病院施設及び設備については，建築基準法に基づく法定点検の結果を踏まえ，安全性や耐久性に影響を与えるような劣化，損傷の程度，原因等を把握し，適切に対処する。</p> <p>2 安全確保の実施方針</p> <p>点検等の結果により高い危険度が認められた場合は，立入禁止や利用休止など必要な安全対策を講じた上で，継続利用の可否を速やかに検討し，継続利用が必要な場合は，緊急的な修繕等を実施し，安全確保を図る。</p> <p>3 長寿命化の実施方針</p> <p>病院施設及び設備の長寿命化を図るため，点検等の結果に基づき，中長期的な維持管理・修繕等の計画を作成するとともに，早期段階に部品交換など予防的な修繕を行うことにより，トータルコストの縮減を図る。</p>

## (7) 道路橋

対象施設	<p>道路橋（国道（県管理）528橋，県道1,950橋）</p>
現状と課題	<p>&lt;現状&gt;          建設年次から50年を経過している橋梁は，2020年時点で，全体の約</p>

	<p>31%の770橋。20年後には全体の約67%にあたる1,655橋が建設後50年を超える。</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>県が管理する道路橋は今後急速に高齢化を迎え、大規模な修繕や架替えが同時期に発生することが予想され、多大な財政負担となることが懸念される。</p>
実施方針等	<p>1 点検・診断等の実施方針</p> <p>橋梁の点検は、日常点検、定期点検、異常時点検の3つに分けて点検する。道路維持管理の一環として現状を把握し、安全性や耐久性に影響すると考えられる損傷を早期に発見し対策を行うことにより、常に橋梁が良好な状態であることを目指す。</p>
	<p>2 維持管理・修繕・更新等の実施方針</p> <p>橋梁を適切に維持管理するために日常管理、計画的管理、異常時管理の3つに分けて管理する。それぞれの管理においては点検、維持管理対策を体系的に実施する。補修の優先度については、定期点検の判定区分に基づき、地域区分や路線の重要度を勘案する。</p>
	<p>3 長寿命化の実施方針</p> <p>早め早めのこまめな対応により、修繕費用や架替えにかかる費用の縮減や長寿命化に努め、地域の交通ネットワークの安全性・信頼性を確保する。</p>
	<p>4 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</p> <p>本県の道路の維持管理は、県の職員をはじめ、土木部技術系職員OBによる道路ボランティア、その他、専門技術を有した地元企業など多くの方が関わっている。今後は、「鹿児島県道路メンテナンス会議」において各道路管理者相互の連絡調整による老朽化対策の取組を強化するとともに、職員の技術向上に向けた研修制度の充実を図りながら、総合的かつ計画的な管理の実現を目指す。</p>

## (8) トンネル

対象施設	トンネル（国道（県管理）32本，県道67本）
現状と課題	<p>&lt;現状&gt;</p> <p>完成後50年以上が経過したトンネルは、2020年時点で、全体の約15%の15本。20年後には全体の約37%にあたる37本が完成後50年を超える。</p>

	<p>&lt;課題&gt;</p> <p>トンネルが急速な高齢化を迎え、修繕等に要する費用が急増することが予想され、多大な財政負担となることが懸念される。</p>
実施方針等	<p>1 点検・診断等の実施方針</p> <p>道路トンネルの維持管理では、日常点検、定期点検を実施するとともに、臨時点検として異常時点検・緊急点検を実施し、トンネルの継続的な機能維持を図る。</p>
	<p>2 維持管理・修繕・更新等の実施方針</p> <p>トンネルの管理は、日常管理および計画的管理、臨時管理に分類して行う。それぞれの管理においては点検、維持管理対策を体系的に実施する。補修の優先度については、定期点検の判定区分に基づき、地域区分や路線の重要度を勘案する。</p>
	<p>3 長寿命化の実施方針</p> <p>道路交通の安全性・信頼性の確保と、大規模修繕の回避による修繕費の縮減や施設の継続的利用等を目的として、トンネル長寿命化修繕計画を策定し、計画に基づく適切かつ効率的な維持管理を推進する。</p>
	<p>4 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</p> <p>本県の道路の維持管理は、県の職員をはじめ、土木部技術系職員OBによる道路ボランティア、その他、専門技術を有した地元企業など多くの方が関わっている。今後は、「鹿児島県道路メンテナンス会議」において各道路管理者相互の連絡調整による老朽化対策の取組を強化するとともに、職員の技術向上に向けた研修制度の充実を図りながら、総合的かつ計画的な管理の実現を目指す。</p>

## (9) 舗装

対象施設	舗装（国道（県管理）総延長856km，県道総延長3,548km）
現状と課題	<p>&lt;現状&gt;</p> <p>道路舗装の多くは、整備後または補修後、一定期間を経過している。</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>今後、老朽化が進行し、財政負担が増加することが懸念される。</p>
実施方針等	<p>1 点検・診断等の実施方針</p> <p>日常点検、定期点検、異常時点検の3つの点検を体系的に行い、定期点検では、路線の重要度や交通量等に応じたメリハリのある点</p>

	検を実施する。
2	維持管理・修繕・更新等の実施方針
	定期的にパトロールを実施し、損傷の程度や交通量、沿道状況を勘案して計画的に補修を実施する。
3	長寿命化の実施方針
	予防保全的な維持・補修の推進、舗装の延命化に伴うトータルコストの縮減等の実現に向けて取り組みを強化する。
4	総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
	本県の道路の維持管理は、県の職員をはじめ、土木部技術系職員OBによる道路ボランティア、その他、専門技術を有した地元企業など多くの方が関わっている。今後は、「鹿児島県道路メンテナンス会議」において各道路管理者相互の連絡調整による老朽化対策の取組を強化するとともに、職員の技術向上に向けた研修制度の充実を図りながら、総合的かつ計画的な管理の実現を目指す。

#### (10) 道路附属物等

対象施設	<p>シェッド (21施設)</p> <p>大型カルバート (5施設)</p> <p>横断歩道橋 (26施設)</p> <p>門型標識等 (55施設)</p>
現状と課題	<p>&lt;現状&gt;</p> <p>建設後50年を経過している施設は、全体の約11%の10施設。20年後には約49%にあたる43施設が建設後50年を超える。</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>今後急速に高齢化を迎える。</p>
実施方針等	<p>1 点検・診断等の実施方針</p> <p>施設の点検は、日常点検、定期点検の2つに分けて点検する。道路維持管理の一環として現状を把握し、安全性や耐久性に影響すると考えられる損傷を早期に発見し対策を行うことにより、常に施設が良好な状態であることを目指す。</p> <p>2 維持管理・修繕・更新等の実施方針</p> <p>施設を適切に維持管理するために日常管理、計画的管理、異常時管理の3つに分けて管理する。補修の優先度については、定期点検の判定区分に基づき、地域区分や路線の重要度を勘案する。</p> <p>3 長寿命化の実施方針</p>

	<p>予防的な修繕による対象施設の長寿命化や計画的な更新に取り組むことにより、効率的な維持管理を推進する。</p>
4	<p>総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</p>
	<p>本県の道路の維持管理は、県の職員をはじめ、土木部技術系職員OBによる道路ボランティア、その他、専門技術を有した地元企業など多くの方が関わっている。今後は、「鹿児島県道路メンテナンス会議」において各道路管理者相互の連絡調整による老朽化対策の取組を強化するとともに、職員の技術向上に向けた研修制度の充実を図りながら、総合的かつ計画的な管理の実現を目指す。</p>

## (11) 港湾施設

対象施設	<p>県管理港湾（46港）</p> <p>外郭施設（防波堤延長55,318m）</p> <p>係留施設（岸壁等延長52,634m）</p> <p>臨港交通施設（橋梁延長3,355m）</p>
現状と課題	<p>&lt;現状&gt;</p> <p>本県は、重要港湾5港、地方港湾41港の管理者として、整備、管理運営を行うとともに港湾の利用促進を図っている。</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>今後、建設後50年以上を占める主要な港湾施設の割合は急速に増大することが見込まれており、その対策が課題となっている。</p> <p>（建設後50年以上を占める主要な港湾施設の割合）</p> <p>令和2年度末[24%]→令和22年度末[76%]</p>
実施方針等	<p>1 点検・診断等の実施方針</p> <p>定期的な点検診断は、5年（当該施設の損壊に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのあるものにあつては、3年）以内ごとに行うものとする。また、定期的な点検診断のほか、日常の点検を行うとともに、必要に応じて、臨時の点検診断を行う。</p> <p>2 維持管理・修繕・更新等の実施方針</p> <p>自然状況、利用状況その他の港湾施設が置かれる諸条件、構造特性、材料特性等を勘案しながら、当該施設の損傷、劣化、その他の変状についての定期・臨時の点検及び診断並びにその結果に基づく当該施設全体の維持に係る総合的な評価を適切に行った上で、必要な維持工事等を適切に行う。</p>



3	安全確保の実施方針
	利用者の安全に影響を及ぼすような変状が確認された場合は、緊急的措置を講じた上で、その後に実施すべき措置の内容や期間について利用者と調整を図る。
4	耐震化の実施方針
	鹿児島県地域防災計画（地震災害対策編）に基づき、本土・離島の拠点港における耐震強化岸壁等の整備については、計画的な推進に努める。
5	長寿命化の実施方針
	定期点検や修繕工事を計画的に実施し、ライフサイクルコストの削減や予算の平準化に資する長寿命化対策を行う。
6	統合や廃止の推進方針
	社会情勢や利用状況の変化に応じて検討を行う。
7	総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
	港湾施設は長期間にわたり供用される中で、担当者の交代や維持管理体制の変更等が想定されるため、点検診断、総合的な評価、維持工事等の結果、その他施設の維持に必要な記録を参照しやすいように、それらの記録については効率よく管理を行う。

## (12) 空港施設

対象施設	県管理空港（7空港） 基本施設（滑走路，誘導路，エプロン等 延長28,362m）
現状と課題	<p>&lt;現状&gt;</p> <p>本県は、地方管理空港7空港の管理者として、整備，管理運営を行うとともに空港の利用促進を図っている。</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>施設の損傷の程度，時間経過に伴う劣化の進行状況等を定期的に把握及び評価するために，滑り摩擦係数測定調査や路面性状調査等の調査・点検が必要であるが，多大な財源が必要である。</p>
実施方針等	<p>1 点検・診断等の実施方針</p> <p>巡回点検，緊急点検，詳細点検を行うとともに3年に1回程度の頻度で基本施設の縦横断勾配等測量等の定期点検を行うことを基本とする。</p> <p>2 維持管理・修繕・更新等の実施方針</p>

	<p>空港土木施設の経常的な維持並びに異常の程度や状態を把握，評価する点検及び点検に基づく修繕または更新を適切に実施し，空港内の施設の供用性，航空機の運航に対する安定性を確保する。</p>
3	<p>安全確保の実施方針</p> <p>基本施設の施設閉鎖を伴う舗装の損傷が発生した場合，又は発生するおそれがある場合に，巡回点検又は緊急点検の結果を踏まえ，速やかに対策を講じ航空機の運航の安全を確保する。</p>
4	<p>耐震化の実施方針</p> <p>「緊急輸送の拠点となる空港」としての機能を確保するため，必要に応じて耐震対策を実施する。</p>
5	<p>長寿命化の実施方針</p> <p>基本施設については，路面性状調査等で劣化の進行状況等を把握し，適切な時期に長寿命化対策に取り組む。</p>
6	<p>総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</p> <p>管理・運營業務を委託している管理事務所職員（市・町職員）や管轄の出先機関職員との連絡体制を各空港ごとに整備し，状況に応じて適切に対応できるよう役割分担を明確にする。</p>

### (13) 河川管理施設

#### ① 樋門・水門等

対象施設	<p>樋門・水門等（212施設）のうち，170施設</p>
現状と課題	<p>&lt;現状&gt;</p> <p>一定の河川管理施設に老朽化が見られるため，長寿命化計画事業により，河川管理施設の補修，更新を行っている。</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>長寿命化計画を策定している170施設の補修，長寿命化計画を策定していない42施設へ対処が必要である。また，PCB特措法により，令和8年度までに，PCBを含有する施設の塗膜の塗り替えが必要である。</p>
実施方針等	<p>1 点検・診断等の実施方針</p> <p>定期的な点検により劣化・損傷の程度や原因等を把握する。</p>
	<p>2 維持管理・修繕・更新等の実施方針</p> <p>点検・診断結果から，優先順位を決定し，優先順位の高い施設か</p>

	ら優先的に実施する。
3	安全確保の実施方針
	点検・診断結果により、壊れる危険性が高く見られた場合は、当該施設へ近づくことの禁止等の処置を行い、早急な復旧を実施する。
4	長寿命化の実施方針
	40年間の長期保全計画を立て、適切に維持補修を行っていくことで、河川管理施設の長寿命化を図る。
5	統合や廃止の推進方針
	統合や廃止が認められる施設が発生した場合には、各関係機関と協議し、必要に応じて検討する。

## ② ダム

対象施設	ダム（3基）
現状と課題	<p>&lt;現状&gt;</p> <p>ダム機械設備の老朽化による故障が発生しているため、堰堤改良事業により施設の更新を行っている。</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>ダム機械設備の更新にかかる費用の確保が課題である。</p>
実施方針等	<p>1 点検・診断等の実施方針</p> <p>日常点検，異常時点検及び電気機械設備の詳細点検を毎年実施する。また3年に1度，ダムの定期検査を行う。</p> <p>2 維持管理・修繕・更新等の実施方針</p> <p>定期的に劣化状況を把握し，不良箇所を優先的に更新することで，コストの平準化を行う。</p> <p>3 安全確保の実施方針</p> <p>地震発生時（ダムの基礎地盤あるいは堤体底部に設置した地震計により観測された地震動の最大加速度が25gal以上またはダム地点周辺の気象台で発表された気象庁震度階が4以上である地震）には目視による外観点検（一次点検）及び詳細な外観点検と計測による点検（二次点検）を行う。</p> <p>4 長寿命化の実施方針</p> <p>長期的視点を踏まえたダム管理施設の維持管理及び更新等を，より効果的・効率的に推進していくため，長寿命化計画に基づく施設の強化・機能向上を行い，システムの信頼性及び操作性の向上を図</p>

	りつつ、維持管理のコスト縮減を目的とした施設改良工事を実施する。
--	----------------------------------

## (14) 海岸保全施設

### ① 建設海岸

対象施設	建設海岸（県管理152地区のうち140海岸，施設総延長152,567m）
現状と課題	<p>&lt;現状&gt;</p> <p>（護岸・堤防等）：要事後保全（6か所）・要予防保全（17か所）・要監視（86か所）・健全（31か所）</p> <p>（水門・陸閘等）：要事後保全（2か所）・要予防保全（1か所）・要監視（15か所）・健全（13か所）</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>令和2年度末時点で建設後50年以上経過する海岸施設は，全体の約23%（施設延長：28,394m），20年後の令和22年度においては約83%（施設延長：103,920m）となっており，施設の老朽化が進んでいる。</p>
実施方針等	<p>1 点検・診断等の実施方針</p> <p>定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因等を把握する。 点検等・診断等の履歴を集積する。</p> <p>2 維持管理・修繕・更新等の実施方針</p> <p>点検・診断結果の優先順位の結果を踏まえて，優先順位の高い施設から優先的に実施する。</p> <p>3 安全確保の実施方針</p> <p>点検等により危険性が高いと判断された場合は，立ち入り禁止等の処置を行い，早急な復旧を実施する。</p> <p>4 耐震化の実施方針</p> <p>現在，海岸耐震性能調査を実施しており，その結果にて耐震化を検討する。</p> <p>5 長寿命化の実施方針</p> <p>「海岸保全施設維持管理マニュアル（令和2年6月）」を参考として海岸保全施設の防護機能を可能な限り長期間維持できるよう，予防保全の考え方に基づいた適切な維持管理を行う。</p> <p>6 統合や廃止の推進方針</p> <p>統合や廃止が認められる施設が発生した場合には，各関係機関と協議し必要に応じて検討する。</p>

	7 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
	巡視や定期点検を行う体制や職員の異動に伴う引継ぎを確実なものとし、維持管理体制を構築する。

## ② 港湾海岸

対象施設	港湾海岸（42海岸，施設総延長110,691m）
現状と課題	<p>&lt;現状&gt;</p> <p>令和2年度末現在において，竣工後50年が経過している港湾海岸保全施設は，55%であり，20年後には90%を超え，施設の老朽化が進んでいる状況である。</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>今後，多くの施設で老朽化に伴う修繕費用等が必要となり，施設の機能維持に多大な労力と財源が必要となってくる。</p>
実施方針等	<p>1 点検・診断等の実施方針</p> <p>「海岸保全施設維持管理マニュアル（令和2年6月）」に基づき，5年に1回程度の定期点検を実施するとともに，台風通過前後や地震発生後に臨時点検を実施する。</p> <p>2 維持管理・修繕・更新等の実施方針</p> <p>長寿命化計画に基づき，ライフサイクルコストの縮減および修繕費用等の平準化を図り，事後保全型から予防保全型の維持管理へ転換する。</p> <p>3 安全確保の実施方針</p> <p>点検等により防護機能へ影響を及ぼすような大きな変状が確認された場合，立ち入り禁止などの安全対策を講じ，速やかに補修の検討を行う。</p> <p>4 耐震化の実施方針</p> <p>延命化を図る施設などについては，地質調査などを行い，耐震化の必要性を考慮して整備する。</p> <p>5 長寿命化の実施方針</p> <p>既存ストックを有効に活用するため，ライフサイクルコストの縮減など計画的な施設の修繕や更新を行うことにより施設の長寿命化を図る。</p> <p>6 統合や廃止の推進方針</p> <p>海岸保全施設については，陸閘を堤防等の本体整備に替えること</p>

	や統廃合についても、利用状況等を勘案して検討を行う。
7	総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
	総合的かつ計画的な管理を実現するために、長寿命化計画に基づいた施設管理を行う。また、職員の異動に伴う長寿命化計画の引継ぎにより、その管理体制の構築強化に繋げる。

### ③ 漁港海岸

対象施設	漁港海岸（43海岸，施設総延長41,376m）
現状と課題	<p>&lt;現状&gt;</p> <p>老朽化の状況に基づき、施設健全度評価を行っており、早急に対策が必要な施設から、優先順位を決め、対策工事を行っている。</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>毎年度、維持管理等に要する予算の平準化を行う必要がある。</p>
実施方針等	<p>1 点検・診断等の実施方針</p> <p>各漁港毎に策定した個別施設計画に明記した点検の種類，実施時期，チェックシートにより日常の点検を実施する。</p> <p>漁業者からの連絡等により施設の老朽化の進行が予測される場合は、随時，詳細点検等を実施する。</p> <p>2 維持管理・修繕・更新等の実施方針</p> <p>計画的な予防保全型の管理や修繕による長寿命化を図ることで、施設の維持管理に係るトータルコストの削減を図るとともに、施設の緊急性や重要性等の優先度を踏まえ、実施時期の調整を行うことにより財政負担の平準化を図る。</p> <p>3 安全確保の実施方針</p> <p>点検・診断等により危険が認められた海岸保全施設については、施設の必要性や緊急性を勘案して、必要な老朽化対策工事等を実施し、安全確保を図る。</p> <p>4 耐震化の実施方針</p> <p>平成27年8月の海岸法の改正や水産庁ガイドラインに基づき、耐震診断等を実施し、診断結果を踏まえ耐震化を推進していく。</p> <p>5 長寿命化の実施方針</p> <p>施設の損傷が進行してしまった後に修繕等を行うこれまでの「事後保全型」の維持管理から損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施する「予防保全型」の維持管理へ転換を図る。</p> <p>6 統合や廃止の推進方針</p> <p>施設の利用状況や老朽化等の状況を踏まえて、保全すべき人家等の対象がない場合は、施設の統廃合を図るなど、施設の保有総量の</p>

	縮小に努める。
7	総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
	<p>日常の管理を行う各地域振興局等の管理担当と補修工事を実施する工務担当が連携し、計画的な管理に取り組む。</p> <p>また、日常点検が困難な漁港海岸については、漁港を利用する漁業関係者等とも連携を図る。</p>

#### ④ 農地海岸

対象施設	農地海岸（49海岸，施設延長（堤防）98,974m）
現状と課題	<p>&lt;現状&gt;</p> <p>顕著な変状は少なく，経過観察を実施している。</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>時間の経過とともに施設の状況が変化するため，適宜，長寿命化計画を見直す必要が生じる。</p>
実施方針等	<p>1 点検・診断等の実施方針</p> <p>定期的な機能診断と継続的な施設監視を実施する。</p> <p>2 維持管理・修繕・更新等の実施方針</p> <p>点検・診断等により施設の状況を把握して，経済性，施設の重要度，リスク等を総合的に勘案し，適時適切な対策を実施する。</p> <p>3 安全確保の実施方針</p> <p>点検の結果，危険性が認められた場合は，応急措置や修繕により安全を確保する。</p> <p>4 耐震化の実施方針</p> <p>人命・財産やライフラインへの影響が大きいなど，特に重要度が高い施設については，必要な耐震化対策を検討する。</p> <p>5 長寿命化の実施方針</p> <p>点検・診断等に基づいた予防保全型の維持管理やライフサイクルコストの低減を行い，施設の長寿命化を図る。</p> <p>6 統合や廃止の推進方針</p> <p>施設の利用状況の変化等により，施設の統合・廃止が必要となった場合は，速やかに関係機関と協議を実施し，適切な手続きを行う。</p> <p>7 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</p> <p>維持管理に関する研修の活用や実施により，管理者の維持管理に</p>

	係る技術力の向上に努める。また、管理受託者と情報の共有化を図り、管理体制の強化に努める。
--	--

### (15) 砂防施設

対象施設	砂防施設（3,060か所） 急傾斜地崩壊防止施設（1,087か所） 地すべり防止施設（129か所）
現状と課題	<現状> 砂防関係施設4,276か所のうち対策を必要とする施設は452か所。 <課題> 年々老朽化は進むが、維持管理・更新等の対策を行う補助事業の要件が限られていることなどから対策に要する費用の確保が困難。
実施方針等	1 点検・診断等の実施方針
	5年に1回の点検を基本とし、点検時に要対策と判断された箇所は1年に1回点検する。また、点検結果を集積し、計画的な老朽化対策への活用を図る。
	2 維持管理・修繕・更新等の実施方針
	中長期的な視点から計画的な予防保全型の管理や修繕による長寿命化を図ることで、施設の維持管理に係るトータルコストの縮減を図るとともに、大規模改修等の保全措置等の実施に当たっては、緊急性や重要性等を踏まえ、実施時期の調整を行うことにより財政負担の平準化を図る。
3 長寿命化の実施方針	既存の砂防関係施設の健全度等を把握し、長期にわたりその機能及び性能を維持・確保することを目的として、計画的に維持・修繕・改築・更新の対策を実施する。

### (16) 都市公園

対象施設	県管理8公園（吉野公園（総合公園）や吹上浜海浜公園（広域公園）、鴨池公園（運動公園）等）の園路広場、修景施設、休養施設、遊戯施設及び便益施設等の公園施設
現状と課題	<現状> 本県の都市公園は、設置後30年以上を経過した公園が半数以上を占めている。公園利用者数は年々増加傾向となっている反面、公園施設は経年劣化が進み、これまで一部更新がなされているが、総体的には



	<p>老朽化が顕在化してきている。</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>公園設置と同時期に整備された施設については、修繕の時期が重なることが予想され、修繕費用の増大に伴う予算の確保が課題である。</p>
実施方針等	<p>1 点検・診断等の実施方針</p> <p>遊具や法令点検等ある設備は、毎年安全点検を実施する。それ以外の施設は日常の維持保全の中で異常を発見した場合、健全度調査を実施する。</p> <p>定期的な健全度調査は5年に1回実施し、事後保全型施設は、健全度調査を行わないため維持保全や日常点検で安全性を維持する。</p>
	<p>2 維持管理・修繕・更新等の実施方針</p> <p>日常点検及び定期点検の結果や公園利用者の要望、施設の利用状況や長寿命化計画などを踏まえ、補修等の優先順位を総合的に判断したうえで実施する。</p>
	<p>3 安全確保の実施方針</p> <p>施設の異常が発見された場合は、必要に応じて利用を禁止する。</p> <p>異常発見施設が予防保全型施設の場合は、長寿命化対策を実施し、事後保全型施設の場合は、劣化や損傷の進行を判断して、撤去・更新する。</p>
	<p>4 耐震化の実施方針</p> <p>耐震化が必要な施設については、計画的な改修等に努める。</p>
	<p>5 長寿命化の実施方針</p> <p>「鹿児島県公園施設長寿命化計画」に基づき、更新及び補修等について計画的に実施する。</p> <p>予防保全型管理施設については、定期的な健全度調査（概ね1回以上／5年）を設定し、必要に応じて計画を見直す。</p>
	<p>6 統合や廃止の推進方針</p> <p>社会情勢等の変化等を見極めながら施設のあり方について検討していく。</p>
	<p>7 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</p> <p>継続的な研修を行い、管理要員の技術力の維持を図り、日常点検の実効性を確保する。</p>

### (17) 農業用ダム

対象施設	農業用ダム（利水ダム16基，防災ダム7基）
現状と課題	<p>&lt;現状&gt; 個別施設計画等に基づき，各種補助事業を活用しながら補修・更新等を行っている。</p> <p>&lt;課題&gt; 今後，人口減少や少子高齢化が見込まれる中，必要な施設機能を維持するために一定の技術力を持った人材を確保していく必要がある。</p>
実施方針等	<p>1 点検・診断等の実施方針 施設管理者が行う日常管理による点検に加え，県・市町村等関連機関により年1回の合同点検を実施する。また，機能診断については，「農業水利施設の機能保全の手引き」等，関連する基準・マニュアル等に基づき実施する。</p> <p>2 維持管理・修繕・更新等の実施方針 通常の維持管理や軽微な修繕補償に要する費用は施設管理者の負担とし，大規模な改修・更新が必要な場合は各種補助事業を活用する。</p> <p>3 安全確保の実施方針 点検・診断等の結果，施設機能を著しく低下させる損傷等が確認された場合は，速やかに周辺の安全確保を図るとともに，必要な対策を講じる。</p> <p>4 耐震化の実施方針 必要に応じて，「土地改良施設耐震設計の手引き」に基づき耐震対策を実施する。</p> <p>5 長寿命化の実施方針 個別施設計画を踏まえ，補修・更新等を行っていくことを基本とするが，施設の機能を継続的に監視し，必要に応じて個別施設計画を見直しつつ，弾力的な対策工事を適時適切に実施する。</p> <p>6 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針 施設管理者の多くが市町村や土地改良区職員であることから，農林水産省や農村工学研究所が主催する研修，講習会等に職員等が参加できる体制を確立し，施設の所有者，管理者，対策実施者等を含めた全体の技術力向上を目指す。</p>

### (18) 漁港

対象施設	県管理漁港数 45漁港 外郭施設（防波堤等延長123,916m）
------	-------------------------------------

	係留施設（岸壁等延長45,259m）
現状と課題	<p>&lt;現状&gt;</p> <p>老朽化の状況に基づき、施設健全度評価を行っており、早急に対策が必要な施設から、優先順位を決め、対策工事を行っている。</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>毎年度、維持管理等に要する予算の平準化を行う必要がある。</p>
実施方針等	<p>1 点検・診断等の実施方針</p> <p>各漁港毎に策定した個別施設計画に明記した点検の種類、実施時期、チェックシートにより日常の点検を実施する。</p> <p>漁業者からの連絡等により施設の老朽化の進行が予測される場合は、随時、詳細点検等を実施する。</p>
	<p>2 維持管理・修繕・更新等の実施方針</p> <p>計画的な予防保全型の管理や修繕による長寿命化を図ることで、施設の維持管理に係るトータルコストの縮減を図るとともに、施設の緊急性や重要性等の優先度を踏まえ、実施時期の調整を行うことにより財政負担の平準化を図る。</p>
	<p>3 安全確保の実施方針</p> <p>点検等により高い危険度が認められた施設については、立入禁止など必要な安全措置を講じた上で、施設の継続的利用の可否を速やかに検討し、施設の継続的な利用が必要と判断された場合は、緊急性や重要性を勘案して、必要な老朽化対策工事等を実施し、安全確保を図る。</p>
	<p>4 耐震化の実施方針</p> <p>大規模自然災害が発生した際、海上からの物資輸送ルートを確実に確保できるよう拠点となる漁港の耐震・耐波性能強化を推進する。</p>
	<p>5 長寿命化の実施方針</p> <p>施設の損傷が進行してしまった後に修繕等を行うこれまでの「事後保全型」の老朽化対策から、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施する「予防保全型」の老朽化対策へ転換を図っていく。</p>
	<p>6 統合や廃止の推進方針</p> <p>施設の利用状況や老朽化等の状況を踏まえて、今後利用が見込まれない施設あるいは利用状況が著しく減少すると判断される施設等については、当該施設の必要性を十分に検討した上で廃止するなど、</p>

	施設の保有総量の縮小に努める。
7	総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
	<p>日常の管理を行う各地域振興局等の管理担当と補修工事を実施する工務担当が連携し、計画的な管理に取り組む。</p> <p>また、日常点検が困難な漁港海岸については、漁港を利用する漁業関係者等とも連携を図る。</p>

## (19) 漁場施設

対象施設	漁場施設（養殖場 8 か所，増殖場 3 か所）
現状と課題	<p>&lt;現状&gt;</p> <p>老朽化の状況に基づき，施設健全度評価を行っており，早急に対策が必要な施設から，優先順位を決め，対策工事を行っている。</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>毎年度，維持管理等に要する予算の平準化を行う必要がある。</p>
実施方針等	<p>1 点検・診断等の実施方針</p> <p>各漁場施設毎に策定した個別施設計画に明記した点検の種類，実施時期，チェックシートにより日常の点検を実施する。</p> <p>漁業者からの連絡等から施設の老朽化の進行が予測される場合は，随時，詳細点検等を実施する。</p> <p>2 維持管理・修繕・更新等の実施方針</p> <p>計画的な予防保全型の管理や修繕による長寿命化を図ることで，施設の維持管理に係るトータルコストの縮減を図るとともに，施設の緊急性や重要性等の優先度を踏まえ，実施時期の調整を行うことにより財政負担の平準化を図る。</p> <p>3 安全確保の実施方針</p> <p>点検・診断等により高い危険度が認められた施設については，立入禁止など必要な安全措置を講じた上で，施設の継続的利用の可否を速やかに検討し，施設の継続的な利用が必要と判断された場合は，緊急性や重要性を勘案して，必要な老朽化対策工事等を実施し，安全確保を図る。</p> <p>4 長寿命化の実施方針</p> <p>施設の損傷が進行してしまった後に修繕等を行うこれまでの「事後保全型」の老朽化対策から損傷が軽微である早期段階に予防的な</p>

	修繕等を実施する「予防保全型」の老朽化対策へ転換を図っていく。
5	統合や廃止の推進方針
	施設の利用状況や老朽化等の状況を踏まえて、今後利用が見込まれない施設あるいは利用状況が著しく減少すると判断される施設等については、当該施設の必要性を十分に検討した上で廃止するなど、施設の保有総量の縮小に努める。
6	総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
	日常の管理を行う各漁業協同組合と県漁港漁場課が連携を図り、維持管理体制を確保する。

## (20) 交通安全施設

対象施設	交通信号機 (3, 039基)
現状と課題	<p>&lt;現状&gt;</p> <p>耐用年数(制御機に関しては設置後おおむね19年)をめどに更新し、異常が発見された際には修繕等を実施し、維持管理を行っている。</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>19年経過したということで直ちに信号機が故障するという状況にはないことから、機器の状況を見ながら、更新の優先度が高いものから、効率的な更新を行っていく必要がある。</p>
実施方針等	<p>1 点検・診断等の実施方針</p> <p>警察官が通常の警察活動を通じて行う「常時点検」、年に1回行う「定期点検」、災害・信号機に関する事故発生の場合に行う「特別点検」、その他業務委託による点検を行う。</p> <p>2 維持管理・修繕・更新等の実施方針</p> <p>点検等で機器等の異常や腐食が発生している箇所から、優先度を判断し、修繕・更新を実施する。</p> <p>交通環境の変化等により、必要性が低減した信号機については、廃止等も積極的に検討し、戦略的なストックの管理を推進する。</p> <p>3 安全確保の実施方針</p> <p>点検等の結果危険性が認められた場合は、緊急修繕等を実施する。</p> <p>4 長寿命化の実施方針</p> <p>点検等で機器等の軽微な異常や腐食が発生している箇所について、計画的に修繕を行い、適正な施設機能の維持に努める。</p>

5	統合や廃止の推進方針
	必要性の低下した信号機の撤去又は移設を図るとともに、設置自体に合理性が認められる信号機についても設置方法の効率化を図る。
6	総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
	警察学校における授業等を通じて、各警察署の規制担当者等に対して、点検や戦略的なストックの管理の必要性等について教養する。

## (21) 工業用水道施設

対象施設	<p>取水施設・導水施設（取水施設1か所，導水管延長20,793.8m）</p> <p>※ 鹿児島市との共同施設</p> <p>浄水施設・配水施設（浄水施設1か所，配水管延長20,734m）</p> <p>川辺ダム（重力式コンクリートダム1基）</p> <p>※ 河川管理者（鹿児島県），鹿児島市との共同施設</p>
現状と課題	<p>&lt;現状&gt;</p> <p>浄水施設は，平成28年度に整備に着手し，平成31年4月に旧施設から完全移行したところであり，移行に際しては，水需要に見合った施設規模にダウンサイジングしている。</p> <p>配水管は，一部法定耐用年数を経過しているものの，全ての配水管に電気防食を施しており，平成26年度に実施した国の「工業用水道施設更新・耐震・アセットマネジメント指針」に基づく診断において，健全な状況との結果を得ている。</p> <p>取水施設・導水施設は鹿児島市水道局に，川辺ダムは河川管理者に施設の維持管理及び更新等を委託している。</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>取水・導水施設及び配水施設の一部の施設・設備については法定耐用年数を経過していることから，点検等を通じて状況把握に努めながら計画的に更新していく必要がある。</p> <p>施設等の更新に要する費用の財源確保に向けて，引き続き，経営の健全化に取り組む必要がある。なお，費用負担の平準化等の観点から，必要に応じて企業債の活用を検討する。</p>
実施方針等	<p>1 点検・診断等の実施方針</p> <p>工業用水の安定供給を確保するため，施設・設備ごとに重要度・点検内容・頻度(周期)を検討のうえ，点検・診断の基準となる運転管理マニュアルなどを作成する。</p>

	<p>運転管理マニュアルに基づく点検・診断等結果は設備管理台帳に記録し、今後の維持管理・修繕・更新等の計画に活用する。</p>
2	<p>維持管理・修繕・更新等の実施方針</p> <p>給水停止などが生じないように、設備の点検結果に応じて予防・事後保全型の修繕・更新等を図りトータルコストの縮減に取り組む。</p> <p>将来にわたり安定した経営を持続させるため、費用負担の平準化を検討した上で、計画的に修繕・更新等を行う。</p>
3	<p>安全確保の実施方針</p> <p>自然災害等においては、施設の損壊などによる第三者への被害を未然に防止するための緊急点検を実施し、危険箇所がある場合は、修繕復旧における優先度を高める。</p>
4	<p>耐震化の実施方針</p> <p>浄水施設については、耐震化済み。</p> <p>配水施設については、十分な耐震強度を有しているが、付属設備は一部機能低下が見られることから重要度などを把握し、計画的に更新を行うとともに、全体として耐震機能の維持に努める。</p> <p>共同施設等については、鹿児島市及び河川管理者と連携して設備等の重要度・性能低下の状況を把握して計画的に耐震化を行う。</p>
5	<p>長寿命化の実施方針</p> <p>定期的な点検等を通じて施設及び設備の状況把握に努め、共同施設等については鹿児島市及び河川管理者と連携して予防・保全機能を含む適時・適切な対策を講じることにより、施設等の長寿命化を図る。</p>
6	<p>総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</p> <p>浄水・配水施設を適切に維持管理・運営するため日常的に運転管理マニュアルを活用し、技術・知識の向上を図るとともに、関係団体の主催する専門的研修に参加することで技術力の維持・向上・継承に努める。</p>

(付 表)

県が保有する建築物種類別内訳の詳細

施 設 名	施設数等	棟数 (棟)	面積(千㎡)	備 考
学校施設		1,436	957	
県立高等学校	61校	1,231	795	
特別支援学校	16校	156	126	
県立短期大学	1校	10	12	
高等技術専門校	4校	39	23	
県営住宅	148団地	1,354	842	
庁舎系施設		1,013	564	
総合庁舎	30施設	101	190	
警察施設	224施設	328	133	
その他の庁舎	54施設	584	241	
公舎・職員住宅		771	244	
医療施設		46	86	
県立病院等	6施設	38	82	
その他病院関連	4施設	8	4	
研修・集会施設	4施設	20	62	県民交流センター, 総合教育センター ほか
公園施設	7施設	98	59	
スポーツ・レクリエーション・観光施設	24施設	95	56	県総合体育センター, フラワーパーク ほか
保健福祉施設	5施設	21	22	ハートピアかごしま, 児童相談所 ほか
文化施設	6施設	20	40	県文化センター, 霧島国際音楽ホール ほか
社会教育施設	9施設	57	49	青少年研修センター, 県立図書館 ほか
その他施設	97施設	111	134	
総 計		5,042	3,115	

※ 四捨五入の関係で一部計算が合わない箇所がある。